

福祉保健生活環境委員会会議記録

福祉保健生活環境委員長 古手川 正治

1 日 時

平成27年7月31日（金） 午前10時03分から
午後 3時05分まで

2 場 所

第5委員会室

3 出席した委員の氏名

古手川正治、河野成司、田中利明、三浦正臣、玉田輝義、平岩純子、荒金信生

4 欠席した委員の氏名

井上明夫

5 出席した委員外議員の氏名

木付親次、堤栄三

6 出席した執行部関係の職・氏名

生活環境部長 諏訪義治、福祉保健部長 草野俊介 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第66号議案のうち本委員会関係部分及び第75号議案から第77号議案までについては、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
請願2及び請願3については、採択すべきものといずれも賛成多数をもって決定した。
- (2) 県内所管事務調査のまとめとして、執行部から説明を受けた。
- (3) 大分県長期総合計画について、安心・活力・発展プラン2005の進捗状況（見込み）について及び第3次大分県環境基本計画の策定についてなど、執行部から報告を受けた。
- (4) 閉会中の継続調査について、所定の手続をとることとした。
- (5) 新長期総合計画に係る委員会について、9月4日（金）午後1時30分から開催することを決定した。
- (6) 今後の委員会活動について協議した。
- (7) 県外所管事務調査の行程を決定した。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班	課長補佐	工藤ひとみ
政策調査課政策法務班	副主幹	阿孫 正明

福祉保健生活環境委員会次第

日時：平成27年7月31日（金）10：00～

場所：第5委員会室

1 開 会

2 生活環境部関係

10：00～12：00

(1) 付託案件の審査

第 66号議案 平成27年度大分県一般会計補正予算（第1号）
（本委員会関係部分）

第 77号議案 食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準及び営業施設の基準を定める条例の一部改正について

請 願 2 「平和安全法案」の撤回を求める意見書の提出について

請 願 3 平和安全法制整備法案と国際平和支援法案は慎重に審議し廃案を求める意見書の提出について

(2) 県内所管事務調査のまとめ

①防災士の活躍のための取組について

(3) 諸般の報告

①大分県長期総合計画について

②安心・活力・発展プラン2005の進捗状況（見込み）について

③第3次大分県環境基本計画の策定について

④第4次おおいた男女共同参画プランの策定について

⑤第三次大分県消費者基本計画の策定について

⑥広域防災拠点基本計画の策定について

⑦大分県原子力災害対策実施要領の見直しについて

⑧防災ヘリコプターの更新について

(4) その他

3 福祉保健部関係

13：00～15：00

(1) 付託案件の審査

第 66号議案 平成27年度大分県一般会計補正予算（第1号）
（本委員会関係部分）

第 75号議案 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

第 76号議案 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(2) 県内所管事務調査のまとめ

①情緒障害児短期治療施設の現状と課題について

(3) 諸般の報告

①大分県長期総合計画について

②障がい者への差別の解消に向けた条例制定の進捗状況について

③公の施設にかかる指定管理者の指定について

④地域医療構想の策定について

(4) その他

4 協議事項

15:00～15:10

(1) 閉会中の継続調査について

(2) 新長期総合計画に係る委員会の開催について

(3) 今後の委員会活動について

(4) 県外所管事務調査について

(5) その他

5 閉 会

会議の概要及び結果

古手川委員長 ただいまから、福祉保健生活環境委員会を開催します。

本日は、都合により井上明夫委員が欠席しております。

また、本日は委員外議員として木付親次議員、堤栄三議員が出席していただいております。

ここで、委員外議員の発言について、委員の皆さんにお諮りさせていただきたいと思っております。

委員外議員からの発言の申し出については、会議規則により、委員会がそれを許すか否かを決めると定められております。

本委員会の円滑な運営のため、委員から個別にご異議が出た場合を除き、発言を許すか否かについて、今後は委員長にご一任いただきたいと思いますと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ありがとうございます。ご異議がないので、委員外議員の発言を許すか否かについては、私に一任いただきます。

委員外議員の皆様をお願いいたします。

発言を希望する場合は、委員の質疑、討論終了後、挙手の上、私から指名を受けた後に、発言いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

なお、進行状況を勘案しながら進めてますので、委員外議員の皆様には、あらかじめこのところをご了承いただきたいと思います。

なお、審査の都合上、予算特別委員会の分科会もあわせて行いますので、この件もご了承いただきたいと思います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案4件、請願2件であります。

この際、案件全部を一括議題とし、これより生活環境部関係の審査に入ります。

まず、第66号議案平成27年度大分県一般会計補正予算（第1号）のうち、生活環境部関係部分について、執行部の説明を求めます。

諏訪生活環境部長 それでは、第66号議案平成27年度大分県一般会計補正予算（第1号）のうち、生活環境部関係についてご説明します。

お手元にございます平成27年度生活環境部予算概要、これにより説明を行いたいと思っております。

1ページをお開きください。

平成27年度生活環境部補正予算（一般会計）の概要ということで、I予算のポイントに、4点について重点的に取り組む施策を掲げております。

1点目は、恵まれた環境の未来への継承～ごみゼロおおいた作戦の推進～でございます。本県の豊かな自然環境を次世代に継承するため、（1）に掲載しておりますように、開発事業者の自主的な環境配慮を促すために、環境情報の一元的集約システムを整備いたします。

また、地熱開発地域でのモニタリング調査を新たに実施することによりまして、温泉資

源の保全と有効利用の両立を推進してまいります。

2つ目は、人権を尊重し共に支える社会づくりの推進でございます。

少子高齢化により労働力人口が減少する中、女性の活躍推進は大変重要な課題となっております。そこで、(1)にありますように管理職を目指す女性を対象としたセミナーの開催や、企業における女性登用促進のために経済5団体と連携をしまして女性が輝くおおい推進会議を立ち上げ、経営者の意識改革を促すなど女性の活躍推進を図ってまいります。

3点目は、危機管理の強化でございます。

大分県広域防災拠点基本計画に基づき、広域防災拠点である大分スポーツ公園に、必要となる設備や防災行政無線の整備を――今年度は設計委託でございますが、行います。また、地域においても、防災士を活用し、災害避難カードや防災マップを作成するなど、住民の迅速かつ適切な避難行動の定着を図ってまいります。

4点目は、多様な県民活動の推進でございます。

NPOは今後の地域課題解決の担い手として、これまで以上に活躍が期待されております。このため、NPO、企業、行政などが協働して、継続的に地域の課題に取り組むモデルづくりを図ってまいります。

2ページをごらんください。

生活環境部の主要な事業を平成27年度県政推進指針の体系で示しております。

事業名の前に「特」とありますのは、おおい地方創生事業でございますが、当部では、体系図にありますように7事業について計上しています。

次に3ページをお願いいたします。

今回お願いしております生活環境部の7月補正予算額は、表の左から2列目、予算額(A)欄の上から2番目、1億2,102万4千円で、これにその上の欄の既決予算額9億9,057万2千円を加えた総額は、計欄にありますとおり100億1,159万6千円でございます。

これを同じ行の右から3列目の26年度当初予算額(B)欄にあります93億1,507万1千円と比較しますと、額にして6億9,652万5千円の増、率にして7.5%の増となります。

予算が増額となった主な要因は、防災・減災対策関連予算の増によるものでございます。

また、下の表にございますように、県予算額に占める生活環境部予算額の構成比でございますが、27年度当初予算額に今回お願いしております7月補正額を加えた、下段の27年度7月現計予算額で見ますと、左から3列目の計(%)欄にありますように1.6%となっております。

以下、個別の事業につきましては、予算特別委員会でご説明いたしました事業と重複いたしますので、内容の説明は省略させていただきますが、該当するページ、箇所を申し上げまして、説明にかえさせていただきます。

まず、17ページの自然環境保全・温泉資源適正利用推進事業費、7月補正額2,838万3千円でございますが、事業概要欄に書いている、これが全ての内容となっております。

続きまして、24ページをお願いいたします。

24ページの事業名欄の1番上、ごみゼロおおいた作戦推進事業費、7月補正額140万円でございます。右側の事業概要欄の二重丸の1番上の中の一部でございます。

続きまして、30ページをお願いいたします。

30ページの上から4番目の地域を担うNPO協働モデル創出事業費、7月補正額834万6千円でございます。右側の事業概要の欄では、二重丸の1番上が主な内容になっております。

次に、33ページをお願いいたします。

33ページ、事業名欄の上から2つ目、女性の就労総合支援事業費、7月補正額438万2千円。右側の事業概要では、二重丸、上から2つ目の働く女性のための環境整備のところと、ずっと下に行きまして、下から4つ目と下から3つ目、女性が輝くおおいた推進会議、それからおおいた女性リーダーセミナー、この辺が今回の補正の内容になっております。

続きまして、39ページをお願いいたします。

事業名欄の上から2番目、青少年自立支援対策推進事業費、補正額321万5千円でございます。事業概要の二重丸、上から2つ目と3つ目、青少年自立支援センター運営費委託料、おおいた青少年総合相談所。ここのところでございます。

それから、次に52ページをお願いいたします。

52ページ、事業名欄上から2つ目のおおいたの食育推進事業費、7月補正額534万4千円。事業概要の欄では、1番上の二重丸、ロングテーブル委託料。1つ飛ばしまして、3つ目の大分の食育普及啓発事業に要する経費。この辺が内容でございます。

それから、55ページの事業名欄の上から2つ目、食肉検査体制高度化事業費、補正額全てであります1,398万5千円。

それから、76ページをお願いいたします。

76ページの事業名欄の上から2つ目、広域防災拠点設備等整備事業費5,370万3千円。右側の事業概要欄のところ、上から3つ目の二重丸、備品整備費のポツの1つ目、非常用発電設備が当初予算でありまして、それ以外が今回の補正ということでございます。

それから、最後に78ページをお願いいたします。

78ページの事業名欄の上から2つ目、防災行動力育成事業費、7月補正額226万6千円。事業概要の欄では、主に上から2つ目の二重丸、災害避難カード開発研究委託料のところでございます。

以上でございます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さん、質疑があればお願いいたします。

平岩委員 おはようございます。39ページの青少年自立支援対策推進事業費なんですけれども、私の頭の中でどうしてもこの青少年の支援というのが福祉と重なっていて、福祉に私の気持ちの中で重点を置いてしまっている部分があるんですけど、改めて生活環境部でなさっているんだと思いました。青少年自立支援センターにも伺わせていただいて、以前よりも少し広くなって、いろんな方が来ているんだということもわかりました。でも、もっともっと支援していくためには、もうちょっとキャパが広いとありがたいだろうなと思いつつ、いろんな3つのセットが連絡し合えるというのはいいなと思いました。

この青少年総合相談所運営委託料の中の運営方法の中で、「青少年・子ども支援に実績のある社会福祉法人等に委託」とあるんですけど、これが具体的にどこなのかというのをもし差し支えなければ教えていただきたいと思います。

徳野青少年・私学振興課長 中津市にあります社会福祉法人清浄園というところに委託をしております。おおい青少年総合相談所の所長が実は県のOBですので、二豊学園におられた方を所長、コーディネーターとしてお願いをしております。

平岩委員 ありがとうございます。清浄園だろうなと思いつつ聞いていたんですけど、ちょっといろんな部分で、清浄園に委託するものが多いなと思うんですけど、ノウハウがあるところだからそうなるのかなと思うんですけど、少しバランスの面からも考えて、ほかのところも力をつけていかなきゃいけないなという思いをしています。またこれは福祉の部分とも絡んできますけれど、ちょっとこのところ一、二カ月そういう思いで見えていましたので、また連絡をしたいと思います。

以上です。

古手川委員長 はい、よろしいですか。ほかはございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 それでは、ほかにご質疑等もないようですので、これで質疑を終わります。

なお、採決は福祉保健部の審査の際に一括して行います。

次に、第77号議案食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準及び営業施設の基準を定める条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

佐伯食品安全・衛生課長 続きまして、議案書の41ページ、第77号議案食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準及び営業施設の基準を定める条例の一部改正についてご説明いたします。

お手元の福祉保健生活環境委員会資料の1ページをお開き願います。

本条例につきましては、食品衛生法に基づき、食品事業者に対し、営業施設の清潔保持などの衛生上講ずべき基準を定めており、その中で特定原材料の混入防止について規定しています。ここで言う特定原材料とは、いわゆるアレルギー物質のことです。

2改正の理由・目的をごらんください。

これまで特定原材料を定義していました食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令が廃止され、食品表示基準が制定されたため、内閣府令を引用していた箇所について、規定を整備するものです。

3改正の内容をごらんください。

条例内で特定原材料の定義として内閣府令を引用していました箇所を、右の改正案のとおり食品表示基準に改めるものです。

以上が今回上程しております条例の一部改正ですが、施行日は公布日を予定しています。

第77号議案に係る説明は以上でございます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 それでは、質疑もございませんのでこれより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたします。

次に、請願の審査に入ります。

請願2「平和安全法案」の撤回を求める意見書の提出について及び請願3平和安全法制整備法案と国際平和支援法案は慎重に審議し廃案を求める意見書の提出についてであります。2つの請願は関連がありますので、一括して執行部の説明を求めます。

池永防災危機管理課長 それでは、請願2「平和安全法案」の撤回を求める意見書の提出についてと、請願3平和安全法制整備法案と国際平和支援法案は慎重に審議し廃案を求める意見書の提出についての両請願をあわせてご説明いたします。

お手元の請願文書表2ページと3ページをごらんください。

請願にあります平和安全法制整備法案及び国際平和支援法案に関する議論につきましては、国の外交・防衛政策の根幹及び憲法解釈に深くかかわることであり、国の専管事項であると考えています。

したがいまして、県執行部といたしましては、この問題について具体的に言及する立場にはないと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いいたします。

特別ありませんか。よろしいですか。

それではご質疑もないようでありますので、これより採決をいたします……。

堤委員外議員 委員長、ちょっと委員外議員の意見も聞いて。

平岩委員 質疑というのは意見も入っていたんですね。

済みません、私、すぐ採決に行くと思わなかったものですから。私は2つの法案をぜひ、一方は意見書の提出で、一方は請願という形で出ていますけれども、今、国の専管事項と言われましたけれども、やはり今、国民が最大の関心を持たれていることで、県内でもいろんな動きもありますし、このことはやっぱり注視していかなければいけないし、私も平和安全法案については大変危惧をしておりますので、ぜひこの請願を2つ通していただきたいと思っています。

古手川委員 それでは、堤委員外議員どうぞ。

堤委員外議員 請願の紹介議員になっていきますので、ちょっと確認したいんですけども、この前の一般質問でも少し聞いたけど、この平和安全法制整備法案の意見書等の中で、重要影響事態の場合と。その周辺事態法というのが今も当然あって、一般質問で確認したけれども、大分県の港とか空港が利用、今でもされるわけですよ。周辺事態の法律が仮に変わった場合には、今度はそこから結局地球の裏側まで行ってしまうという、そういう点が非常に危惧されるし、大分県に自衛隊の基地もありますし、日出生台演習場もありますから、そういう点で、国の専管事項ということだけじゃなくって、県としても非常に大きな問題点が占められる中身でもあるわけね。知事ははっきり言わなかったけれども、県として、重要事態についてどういうふうに考えているんですかね、許可とかそういう問題については。

池永防災危機管理課長 今、周辺事態法というのがございまして、こういった県の所有す

る港湾等の施設につきましては、既存にあります例えば、港湾法とか、県のそういった港湾の使用とかに関してあります条例ですね、これに照らし合わせまして、適合であれば許可する。当然これに適合しなければ許可しないと。例えば、船が港湾の施設の許容の大きさを超えるとか、これをとめるの無理だというものであれば、これは当然許可ができないというようなことで。既存の法律、それから条例等に照らして、適正に判断していくということになると思います。

堤委員外議員 なるほどね。それともう1個、大在公共埠頭に米兵、海兵隊が演習するとき大型船が着くよね。あれは当然県としては許可というのは出すわけ。安保上の関係で、米軍に対しては余り直接には許可というのはならない、政府がするわけ。

池永防災危機管理課長 米軍が使うときは、日米安全保障条約、このもとに使用するということになります。ただ、使用料等につきましては防衛局が支払うというような状況です。

堤委員外議員 ぜひ請願、皆さんの賛成をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

古手川委員長 それでは、採決をさせていただきたいと思います。

まず、請願2「平和安全法案」の撤回を求める意見書の提出について、本請願は採択すべきものと決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

古手川委員長 挙手多数であります。よって本請願は、採択すべきものと決定をいたします。

ただいま、賛成多数によって、意見書案を提出することに決定いたしました。

多数決での決定となりましたので、議会運営申合せ事項により、賛成議員による発議をもって案を提出することとなります。

よって、案文については、本委員会終了後、賛成の議員にてご検討をお願いいたします。

次に、請願3平和安全法制整備法案と国際平和支援法案は慎重に審議し廃案を求める意見書の提出について、本請願は、採択すべきものと決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

古手川委員長 挙手多数であります。よって本請願は採択すべきものと決定いたします。

ただいま、賛成多数によって意見書案を提出することに決定いたしました。

多数決での決定となりましたので、議会運営申合せ事項により、賛成議員による発議をもって案を提出することとなります。

よって、案文については、本委員会終了後、賛成の議員にてご検討をお願いいたします。

次に、去る6月2日から6月24日にかけて実施いたしました県内所管事務調査のまとめについて、執行部より説明をお願いします。

諏訪生活環境部長 県内所管事務調査に係る検討事項の説明に先立ちまして、一言お礼を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、去る6月2日から24日まで、延べ7日間にわたりまして衛生環境研究センター、消費生活・男女共同参画プラザ、消防学校など生活環境部の地方機関に加えまして、昭和学園高等学校、おおいた青少年総合相談所、津久見市津波避難路などの関係施設等も調査いただきまして、まことにありがとうございました。

今回の調査では、生活環境行政の各般にわたり、さまざまなご意見や適切なご指導をいただいたところでございます。

これらの点につきましては、今後の生活環境行政を推進する上で、その趣旨を十分に反映させてまいりたいと考えております。

今後とも、私どもに対しまして、引き続き幅広い視点、知見からのご指導を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、調査の際にいただきましたご意見の中から、防災士の活躍のための取り組みについて、担当室長から報告させていただきます。

法華津防災対策室長 それでは、防災士の活躍のための取り組みについて、ご説明申し上げます。

福祉保健生活環境委員会資料の2ページをお願いします。

まず、自主防災組織の活動状況と防災士の状況です。

左の中段にありますように、県内の自主防災組織数は、今年の4月1日現在で3,556組織で、組織率は93.9%となっています。そして、その下の表の上段にありますように、この自主防災組織における平成26年度の避難訓練の実施率は44.3%で、そのうち、津波浸水区域の自主防災組織では75.5%となっており、実施率は年々上昇しています。

また、右上の欄をごらんください。県内の防災士の数は6,543人で、うち女性は755人となっております。

この防災士に期待されている役割ですが、右下の枠内をごらんください。平常時における主なものとして3つを挙げております。

まず1つ目は、住民等へ防災に関する知識の普及、防災意識の啓発に取り組むこと。2つ目は、住民等とともに、地域の危険箇所の把握、避難路・避難場所等の確認を行うこと。そして、3つ目は、自主防災組織や消防団等とともに、避難等の訓練を企画、実施することです。

そうした平時の取り組みに加え、災害発生時には、行政とともに、災害の発生や危険が迫っていることを地域住民に知らせ、避難を促し、率先して避難すること、また、逃げおくれた人がいた場合等の情報を消防団等へ知らせるなど、救助活動を側面から支援すること、さらに、避難生活が必要となった場合に避難所の運営を支援もしくは主導すること等が挙げられます。

このように、防災士に期待される役割は自主防災組織にとって重要であることから、防災士が確保されるよう市町村と連携して取り組んでおります。

資料の左下の表の下段にありますとおり、防災士の確保割合は県平均で65.9%、津波浸水区域では78.8%の状況です。

続いて、この防災士の活動に関する課題ではありますが、次の3ページの左の欄をごらんください。

大きく3点を挙げておりますが、まず1のように、防災士が確保できていない自主防災組織があることです。そして、2点目ですが、避難所の運営等においては、避難住民への配慮やニーズの把握のために女性の視点が重要であるとして、女性の防災士確保が必要となっていること。最後に3ですが、防災士になったがなかなか地域に入って活動できてい

ないなどといったように、防災士が活動するための実践力や活動しやすい環境がまだまだ整っていないというものです。

これら課題に対応するための取り組み状況ですが、資料右の欄をごらんください。

1の防災士養成研修では、防災士が配置されていない、防災士が足りない、女性の防災士が必要といった状況に対応するため、引き続き防災士を養成してまいります。

また、2にありますように、防災士を養成する中でも、女性防災士の必要性を訴え、また女性防災士が活躍する機運を醸成していきます。

さらに3ですが、防災士が積極的に活動するための研修として①の防災士スキルアップ研修を実施し、啓発活動や避難訓練実施の企画、避難所運営等のための知識・技能の修得の支援を行います。そして②にありますように、防災士の皆さんによる情報収集・共有を支援し、また、個々の活動を支援するために、情報提供や助言・指導を行ってまいります。

これら1から3の取り組みを推進するため、囲みの下に参考としていますが、平成26年度から大分県自主防災組織活性化支援センターを市町村と共同で運営し、連携して事業を展開しております。

今後とも、こういった取り組みにより、地域で自主防災組織が主体となった避難訓練等が活発に行われるなど、防災士が活躍するための環境づくりを図ってまいります。

以上でございます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 特に質疑もありませんので、県内所管事務調査のまとめを終わります。

次に、執行部より報告をいたしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

まず、①及び②について報告をお願いします。

諏訪生活環境部長 議案書の66ページをお願いいたします。

報第6号大分県長期総合計画の策定についてですが、計画の策定に当たりましては、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第4条に、立案段階での報告が定められておりますので、今定例会では策定の概要を報告させていただいております。

議案書と一緒に配付いたしました別冊資料、大分県長期総合計画の策定についてをごらんください。

1ページをお開きください。

まず、計画の策定にあたっての1計画策定の趣旨でございます。現行の長期総合計画である安心・活力・発展プラン2005が本年度、目標年度を迎えています。これまで、計画を着実に実行し、安心・活力・発展の大分県づくりを進め、各分野の実績も上がってきております。一方で、本県を取り巻く環境は、人口減少やグローバル化の加速により、近年、大きく変化しております。また、国・地方にとって地方創生が大きな課題となっております。これらの急速な時代の変化や地方創生という地域間競争に対応するため、現行計画の本年度末の終了を待たず、新たな計画の策定を行うこととしたところでございます。

2計画の性格・役割でございます。この計画は、県行財政運営の長期的、総合的な指針を示したものであり、県民と行政が目指すべき目標を共有し、その実現に向けて、ともに努力する内容を明らかにするものです。

3 計画の期間でございますが、本年度、平成27年度を初年度とし、平成36年度までの10年間としています。

4 計画の構成でございますが、基本構想編と基本計画編の2部構成とし、基本構想編では時代の潮流と基本目標、基本計画編では政策・施策体系を示すこととしております。

2ページをごらんください。

基本構想となる時代の潮流を5つ掲げています。

1 人口減少とグローバル化では、人口減少の緩和など5つの方向性、2 価値観の多様化とライフスタイルの変化では、大分の魅力づくりと情報発信など6つの方向性。

3ページをお願いいたします。

3 安心・安全で心豊かな暮らしの志向では、子どもを生み育てやすい環境づくりなど9つの方向性、4 雇用の受け皿づくりと多様な参加では、農林水産業の更なる構造改革など8つの方向性、5 未来を拓く人材の育成では、子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進など5つの方向性を踏まえて、政策・施策を検討しています。

4ページをごらんください。

基本目標ですが、県民が暮らしを立て、仕事をして、子どもを育てる大切な古里として、誰もが心豊かに安心して暮らし、活力があり仕事が成り立って、将来とも発展可能性豊かな大分県をつくるため、県民とともに築く安心・活力・発展の大分県を掲げ、健やかで心豊かに暮らせる安心の大分県、いきいきと働き地域が輝く活力あふれる大分県、人を育み基盤を整え発展する大分県を目指したいと考えています。

他方、地方に人をつくり人を育て、仕事をつくり仕事を呼び、人と仕事の好循環で地域を活性化しようという地方創生にも取り組みます。この地方創生は、本県がこれまで取り組んできた安心・活力・発展の大分県づくりと軌を一にするものであるため、これまでの成果に新たな政策を積み上げながら、安心・活力・発展の大分県づくりとあわせて取り組むこととし、その際、地方創生の視点として、①人を大事にし、人を育てる、②仕事をつくり、仕事を呼ぶ、③地域を守り、地域を活性化する、④基盤を整え、発展を支えるという4つの視点で進めていきます。

また、こうした基本目標の実現に当たり、大分県の未来を担い、その中心となるのは県民であることから、3つの基本姿勢を掲げ、県民中心の県政を引き続き推進していきます。

5ページをお開きください。

これらの基本構想を踏まえ、新計画で考えております新たな政策・施策体系です。

安心の分野では、1から10まで、子育て、健康・医療、高齢者、障がい者、環境、治安、人権、地域社会の再構築、県民活動、防災・減災、危機管理などの分野で、健やかで心豊かに暮らせる安心の大分県づくりに向けた政策を掲げています。

活力の分野では、次のページの1から7まで、農林水産業、商工業、女性の活躍、観光・ツーリズム、海外戦略、大分県ブランド力、地域づくりなどの分野で、いきいきと働き地域が輝く活力あふれる大分県づくりに向けた政策を掲げています。

発展の分野では、1から4まで、教育、芸術文化、スポーツ、交通などの分野で、人を育み基盤を整え発展する大分県づくりに向けた政策を掲げています。

最後の地方創生ですが、これら安心・活力・発展の各政策から、地方創生につながる取り組みを盛り込み、基本目標に掲げた4つの視点でまとめます。

以上が、計画の策定に係る概要の説明となります。

続きまして、今、説明いたしました政策・施策体系のうち、生活環境部所管の施策の具体的な内容について、新規・拡充項目を中心に説明いたします。

資料は本日お配りした、新たな政策・施策と主な取り組み（案）をごらんください。

それでは、目次の1ページをお願いいたします。

生活環境部に関する施策は、安心分野では、4 恵まれた環境の未来への継承の（1）から（4）まで、5 安全・安心を実感できる暮らしの確立の（3）から（5）、それから、6 人権を尊重しともに支える社会づくりの推進、8 多様な県民運動の推進、9 安全・安心な県土づくりと危機管理体制の充実の（1）、（2）、（4）。

それから、次のページになります活力の分野では、3の男女が共に支える社会づくりの推進。発展分野は、1の（6）青少年の健全育成。

これが生活環境部の関係施策でございます。

これの主なものを説明したいと思います。

19ページをお開きください。

安心4（1）豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造でございます。

次の20ページをごらんください。

新規拡充の部分ということで、①のポツの1番下、クラウドファンディングを活用したトラスト活動など新たな環境保全の仕組みづくり。クラウドファンディングというのは、ネットを活用したお金を集める仕組みでございます。

③の温泉資源の保護と適正利用の推進、これのポツの3つ目、温泉資源保護の推進のための定期的な泉源調査の拡充、これが新規で、ポツの1番上の温泉の保護及び適正利用に向けた規制・指導の徹底でこれをさらに進めるということでございます。

下の目標指標ですが、自然保護活動の分野におけるNPOと県との協働の推進を図るため、NPOとの協働による生物多様性保全活動の実施件数を掲げております。

次に21ページをお願いします。

安心4（2）循環を基調とする地域社会の構築でございます。

これの拡充する取り組みとしては、次の22ページの③の県民総参加による豊かな水環境の創出ということで、ポツの1番上、県民、NPO、事業者などの多様な主体への水環境保全活動の拡充、こういうもので、豊かな水環境の創出を図っていく。

目標指標といたしましては、ごみ総排出量——循環型社会づくりの構築というところにつながります。水質環境基準達成率、これが豊かな水環境の創出につながります。

続きまして、23ページ、安心4（3）地球温暖化対策の推進でございます。

次の24ページ、①温室効果ガスの排出抑制対策等の推進でございます。

これのポツの1番下、気候変動により農林水産業や生物多様性などに起こりうるさまざまな影響に適応する対策の実施ということで、温室効果ガスの排出抑制の対策などを行ってもある程度の温暖化は避けられないということで、例えば農林水産業、高温に適応できる品種の開発などに取り組むというような内容でございます。

1番下の目標指標ですが、温室効果ガス排出量としております。

25ページをお願いいたします。

安心4（4）すべての主体が参加する美しく快適な県づくりということで、現状と課題

のポツの2つ目にございますように、ごみゼロおおいた作戦は、取り組みから12年が経過し、県民の環境意識が高まり、「大分はきれいだ」、「まちがきれいになった」などの声をよく聞くようになりました。その一方で、活動の牽引役である「ごみゼロおおいた推進隊」の構成員の高齢化や新規加入の減少などにより、全体としての活動が広がりにくい傾向にあることから、県民総参加の取り組みとして活性化していく必要があるということで、今後、学生などの若者や企業等の新たな主体の掘り起こしなどを図っていきたいと考えております。

内容については、今ちょうど取りまとめを行っているところでして、まだ具体的なものをきょうご説明できませんが、26ページの県民一斉おおいたうつくし大行動参加者数、これを指標として掲げているところです。

それから、31ページをお願いいたします。

安心5(3)消費者の安心の確保と動物愛護の推進でございます。

この新たな取り組みといたしましては、32ページ、①消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援の上から2つ目のポツ、若者や高齢者に対する消費者教育・啓発の推進ということでこの辺をさらに充実させ、被害の未然防止や拡大防止を図ってまいります。

1番下の目標指標は消費生活相談あっせん解決率ということで、県と市町村を合わせた形で指標を掲げております。

続きまして33ページをお願いいたします。

安心5(4)食の安全・安心の確保でございます。

主な取り組みは34ページでございますが、②の1番上のポツ、HACCPの考え方に基づく、衛生管理体制の普及と指導の強化、こういうものなどを進め、県民の食の安全・安心の確保に努めてまいります。目標指標は1番下の食中毒発生件数を掲げております。

次の35ページ、安心5(5)健全な食生活と地域の食をはぐくむ食育の推進ということで、36ページの主な取り組みでは、③の食育の普及啓発ということで、2つ目のポツ、食育に関する施策を効果的に実施するため、関係部局等と連携した食育イベントなどによる食育の普及啓発の推進ということで、食育はわかりにくいという声がございますので、食育は教育の推進や健康寿命日本一、こういう県の重要な施策と密接に関係をしておりますので、条例の制定もにらみながら進めたいと考えております。

目標指標といたしましては、朝食を毎日食べる児童・生徒の割合(小5)としております。

それから、37ページ、安心6(1)人権を尊重する社会づくりの推進ということでございます。

現状と課題のところ、同和問題を初めとするさまざまな人権問題について記述しております。

それから県民の意識調査も5年ごとに行っております。そういう意識調査の結果を踏まえて、このページの下①の人権行政の推進のところのポツの3つ目、市町村と連携した企業・団体内研修の促進などによりまして人権尊重社会の実現に努めてまいります。

次の38ページの1番下に目標指標、人権問題専門研修受講者数と体験的参加型人権学習を受講した児童生徒の割合を目標指標に掲げております。

続きまして、43ページをお開きください。

安心 8 (1) 未来を担う N P O の育成と協働の推進ということで、新たな取り組みといたしまして、44 ページの②協働に向けた支え合いの仕組みづくりの 1 番上のポツ、協働して取り組む地域課題を N P O と県の双方から提示する提案公募型事業を実施することにより、多様な主体との協働モデルを創出すると今回の補正予算でもお願いしているところでございます。

目標指標は、県・市町村との協働件数を掲げております。

次に 45 ページ、安心 9 (1) 災害に強い人づくり、地域づくりの推進でございます。

46 ページの主な取り組みの②地域の防災力の強化ということで、ポツの 1 番上、自主防災組織等と事業所のワークショップ、訓練などを通じた連携・協働、こういうもので実践力の向上を図ってまいりたいと考えております。

目標指標は、自主防災組織避難訓練等実施率及び津波浸水想定区域での実施率を掲げております。

次に 47 ページ、安心 9 (2) 大規模災害等への即応力の強化で、新たな取り組みといたしましては、48 ページの①の 1 番上のポツ、広域防災拠点整備と③の原子力防災体制の整備のポツの 1 つ目、立地県と協働した原子力防災訓練を実施し、防災情報の収集・伝達、放射線防護措置の実施体制を強化ということで、これはまた後ほど報告等もごさいますので……。

それから、目標指標としましては、津波により孤立する危険度が高い集落への通信手段の確保率を計上しております。

次に、77 ページの活力 3 (1) 女性の活躍推進と男女共同参画社会の構築ということで、このページの下にあります主な取り組みの 3 つ目のポツ、企業のトップセミナーなど女性の登用促進のための研修や女性管理職の交流会の実施、それから 1 つ飛ばして、女性が輝くおおい推進会議の設置による女性の登用促進などを進めてまいります。

これらの取り組みなどにより、働く場における女性の活躍推進、働く場における女性の活躍の推進を進めまして、次の 78 ページ②の安心して子育てしながら働ける環境づくりというふうにあります。こういうところは福祉保健部、生活環境部、商工労働部などが連携をしまして女性の活躍推進を図ってまいります。

目標指標といたしましては、M 字カーブに関係します 30 ～ 39 歳女性の就業率、女性が輝くおおい推進会議の女性活躍宣言企業数、雇用者のうち管理的職業従事者に占める女性の割合、これを指標として掲げております。

最後に 111 ページをお願いいたします。

発展 1 (6) 青少年の健全育成でございます。

主な取り組みの③の 1 番上にありますように、先ほどもお話がありましたように、青少年自立支援センター等の関係機関をワンストップ化して開設したおおい青少年総合相談所の利用促進などによりまして、ニートや引きこもり等の自立支援に向けた取り組みを強化してまいりたいというふうに考えております。

目標指標も青少年総合相談所における自立に関する相談件数を掲げています。

以上で生活環境部所管部分の説明を終わりますが、今後のスケジュールについてですが、本日の議論を踏まえ、今後、パブリックコメントや県民の代表や有識者の皆さんで構成される策定県民会議等を実施いたしまして、次回の定例会で議案を上程をさせていただきた

いと考えております。よろしく願いいたします。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑がございましたらお願いいたします。

河野副委員長 何点かお伺いしたいんですが、まず1点目が20ページの先ほどご説明のありました自然の保護・保全ということで、クラウドファンディングを利用したトラスト活動。これは昨年一般質問の中で取り上げさせていただいた案件なんですが、これは具体的に、このナショナルトラスト運動というのは、いわゆる第三者的な財団等、公益法人のようなものが主体となって財産の保全管理を行うという仕組みかと思っておりますが、この部分について、仕組みづくりと言われておりますので、そういった受け皿となるようなものを含めて、大分県として具体的な形でどういう仕組みづくりを今考えられているのかということをもっと1点お伺いしたい。

それから、24ページの温室効果ガス排出量の目標の設定なんですが、これについて、今現状としてのCO2の排出量の基準の考え方ですね。前もお話ししたとおり、今の現状として、火力発電所を中心とした今のエネルギー政策の中で、具体的にどういう今状況にあるのかという部分がちょっとこれだけではわかりにくいものですから、少し何かご説明があつていいのかなということと、それから、大分県が全国一の再生可能エネルギーの生産県であるという考え方からしたときに、この温室効果ガスの排出量目標については、再生可能エネルギーの今後の利活用というものがどう折り込まれているのか、この点についてお聞かせください。お願いいたします。

山本生活環境企画課長 それでは、最初のクラウドファンディングなどを活用したトラスト活動についてご説明申し上げます。

自然保護活動は、やはりNPO、また自然保護団体など、多くの県民の方、それから県外の方でも大分のファンになってくださっている方、多くの皆さんに支えられていると思っております。そういった活動をクラウドファンディングというのは1つの方法だろうと思っておりますが、どうやってオール大分県で支えていくのかということがございますので、委員がおっしゃった受け皿等の仕組みについてはこれから検討してまいりたいと思っております。1つ大きな受け皿があるのがあるのか、また、個別の自然保護団体等に、例えば、そういう思いが行く形がいいのかとか、そういったさまざまな形があろうかと思っておりますので、大分県の中で活動していくのになじむような形を、また多くの県民の皆さんのご意見も伺いながら、これから構築してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

望月地球環境対策課長 先ほど温室効果ガスの関係で2点質問いただいたと考えております。

まず1点目、現状でございます。現計画が27年度、今年度で5年間の最終年度を迎えておまして、数字は24年度しか今出ておりません。24年度は家庭と業務と運輸という3つに分野を分けておりありますが、家庭と業務が大変悪うございます。

原因なんですが、先ほど委員からお話がありましたように、まずは原発が停止して、火力発電で電気を起こしているのが大きな要因としてございますが、それ以外に家庭については、5年前に想定していないような、いろんな新しい家電製品、例えば、スマートフォンでありますとか、そういうものがかなり普及してきているのと、あとは、人口はどんどん減ってきているんですけど、世帯数が減っておりません。家庭の中で使う電気で多いの

は何があるかといいますと、お風呂に入るお湯、それから茶碗なんか洗うときに使う給湯、それとあと冷蔵庫は1年中ずっと入れてあります。これが大きいです。世帯数が減らないということは冷蔵庫の数が減らないということでもあります。それで結構電気を使われている家庭が多いと。それから、業務のほうは、もうこれ大体おわかりになると思いますが、5年前想定していないような大規模な商業施設が出てきたりとか、それからかなり小さな事務所から大きな事務所までオフィスがかなりふえております。このオフィスがふえることによって、今まで使っていない、例えば、24時間対応のファクスであったりとか、5年前に想定していないような事務機器がかなり出てきておりますので、業務のほうの電気の使用量というものがかなりふえてきております。

さっき申し上げたように、計画は今年度終わりますので、今新しい計画を策定するために有識者の方、大学の先生、あとは商工会議所の女性部の方とかに入っていて、策定会議というのをつくってしまして、今計画をいろいろ議論しているところであります。目標なんです、国のほうが12月のCOP21に向けてある程度方針を出しておりますし、あと九州各県いろいろ考え方を今お聞きしながら詰めております。それと、県民の方と事業所に向けて、来月ぐらいにアンケートをしようと思っております。そういう中で、どのくらいできるかという目標を立てるのと、それと、今委員からお話があった再生可能エネルギー、これをどうするかというのが今のところまだ方向性を見出しておりません。というのが、CO2を算出するとき、今使っているのが九電さんの、指標をつくるための係数があるんですが、これは九州全体の中で要はどのくらいCO2を排出するかということで、大分県だけのが出ていないんですね。今そういう計算方法をしているものですから、再生可能エネルギーと今言う九電さんの係数の相殺がどういうふうにできるかというのがちょっとまだ見出せておりません。今ご意見いただきましたので、策定する中でそういうことが可能になれば、再生可能エネルギーを折り込んだところでしたいと思っております。

以上、2点ですね、よろしく願いいたします。

河野副委員長 まずクラウドファンディングを活用したトラスト活動、これは、先ほど課長から言われたとおりの方向性かなとは思いますが、さまざまな開発行為等から自然環境を保全するという意味で、さまざまな主体があり得るということもよくわかります。

ただ、これについては、どちらかというと、行政からもある意味独立した立場ということを期待される部分が多いですから、どういった形で主体をつくるのかなというのが若干不安に思っている部分ではあります。ですので、さまざまな自然環境団体と自然保全の動きをしているところと、基本的な財力のあるような企業が社会貢献活動の一環としてやるような場合もありますし、さまざまな方向性というのを折り込みながら、ぜひ積極的な形でやっていただき、そこにクラウドファンディングという形で、1株制じゃないですけども、いろんな人たちが参加できる仕組みというのを折り込みながら広げていただくという地道な努力が要るものですから、ぜひ真剣な取り組みをお願いしたいと思います。

それから、CO2の問題について言うと、今まさに気候変動が激しくなって、まさにその対策に追われる、根元を絶つ部分が生活環境部の望月課長のところかなと思うわけですから、ここはやっぱり大事な取り組みとして、大きく県民、あるいは県内企業等にもぜひぜひ家庭や業務分野での削減目標という形を示していただいて、県民運動、そして県民総ぐるみでやる活動にまで引き上げていただきたいと思います、これは要望で。

以上です。

諏訪生活環境部長 大変申し訳ありません。委員長から②まであわせて説明するように言われておりましたが、②の説明が抜けておりました。

先ほどの福祉保健生活環境委員会資料4ページをお願いいたします。

安心・活力・発展プラン2005の進捗状況（見込み）についてという資料で説明をさせていただきます。

例年、第3回定例会において実施状況の評価をご報告しておりますが、今回は新しい長期総合計画の策定に当たり、現行の長期総合計画の進捗状況をご確認いただく目的で、評価に先んじてご報告するものでございます。実施状況の評価については、改めて第3回定例会にてご報告したいと思っております。

安心・活力・発展プラン2005は、20政策、57施策から構成されており、施策ごとに192の目標指標を設定しております。

指標の達成状況についてですが、上の①の表の区分の欄にありますように、「達成」から「著しく不十分」までの4区分としております。

表の26年度達成状況（暫定値）の行をごらんください。

最終年度（27年度）の目標値に対する達成状況は、「達成」が79指標、全体の41.1%となり、90%以上達成の「概ね達成」と合わせると、140指標、全体の72.9%となっております。

下の②の表は、最終年度（27年度）の目標値に対する達成状況の推移を、年度ごとに棒グラフであらわしたものです。

棒グラフは下から「達成」、「概ね達成」、「達成不十分」、「著しく不十分」をあらわしております。27年度目標の達成に向けて全庁で取り組みを強化しているところがございますが、過去3カ年の平均伸び率で27年度の見込みを推計しますと162指標、84.4%程度となります。

説明は以上でございます。

古手川委員長 ありがとうございます。今、説明をいただいた部分に関しましてご質問がございましたら。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ご質疑等もないようでございますので、次の報告を受けたいと思います。

③から⑤までの報告をお願いいたします。

山本生活環境企画課長 それでは、第3次大分県環境基本計画の策定に着手いたしまして、骨子案を作成しましたので、ご説明させていただきます。

委員会資料6ページをお願いいたします。

資料の左側、1環境基本計画の位置づけでございます。

この計画は、大分県環境基本条例第9条に基づきまして、大分県における環境の保全に関する長期的な目標及び施策の基本的方向を定めたものでございまして、長期総合計画の環境における部門計画となっております。

2現行計画の状況でございます。現行計画の計画期間は平成17年度から平成27年度までの11年間でございます。平成23年度に中間見直しを行っております。本年度は計画期間の最終年度でございますので、来年度からの計画を新たに策定するものでござい

す。

そして、現行計画の推進状況でございます。

下の7ページをお願いいたします。

7ページの左の下、黒い枠で基本目標1から5と書いてございます。この5つの基本目標のもとに施策を実施しておりまして、進捗状況を見る目安として、60の環境指標を設定しております。上の表は、基本目標ごとの項目数と主な指標をお示ししています。A評価は目標値達成、B評価は7割以上の達成、C評価は7割未満となっています。それから3行目の合計欄でございますが、A評価が60項目中31項目、51.7%でございます。B評価が28項目、46.7%、C評価が1項目、1.6%でございます。このB項目のうち9割以上達成したものが18項目ございますので、A評価と合わせまして全体で60項目中で49項目、82%が9割以上の達成となっております、おおむね着実に推進されていると評価しているところでございます。これは25年度の指標でございますので、平成26年度の推進状況につきましては、例年どおり9月の常任委員会で報告させていただきます。

6ページの左の3のほうをお願いいたします。

計画の方向性でございます。

環境指標の状況ですとか社会の動き、ごみゼロ県民会議の委員のご意見等を踏まえまして課題を整理いたしました。そこに掲げておりますが、県民総参加による活動の一層の推進が必要であり、また、自然環境・景観、生物多様性の保全が必要である、豊かな水環境の創出、顕在化する地球温暖化問題への対応、地域で活動する環境保全団体等の活性化、そして、少子高齢化や人口減少による地域活力の低下への対応などを掲げております。これらを踏まえて計画を策定していきたいと考えております。

(2) 目指すべき環境の将来像と基本目標でございますが、将来像といたしまして、天然自然が輝く恵み豊かで美しく快適なおおいたとさせていただいております。現行計画でも同じ将来像を掲げておりまして、これは究極の目標ということで、引き続きこの表現を将来像として設定していきたいと考えております。

基本目標は、右の欄にございます。今回5本掲げてまいりたいと考えております。主なキーワードでございますが、1つ目は豊かな自然ということ、2つ目は循環ということ、3つ目は地球温暖化対策、4つ目は環境を守り育てる産業、そして5つ目が全ての主体が参加するというごみゼロの基本でございますが、その5つを掲げて作業を実施していきたいと考えております。

(3) でございます。計画期間は平成28年度から平成36年度と考えております。

進行管理は、これまでのように環境指標を設定いたしまして、県議会、環境審議会、ごみゼロおおいた作戦県民会議で報告をさせていただきまして、行ってまいりたいと考えております。

4今後のスケジュールでございますが、本計画は、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の対象となる基本的な計画でございますので、立案過程で本常任委員会に報告させていただき、ご意見をいただきたいと思いますと考えております。そして、パブリックコメントを実施いたしまして、最終案を来年の第1回定例県議会に提案したいと考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

塩田県民生活・男女共同参画課長 第4次おおいた男女共同参画プランの策定について、説明いたします。お手元の資料では8ページとなります。

県では、男女共同参画社会の実現を目指す姿とし、総合的かつ計画的な推進を図るため、平成23年3月に第3次おおいた男女共同参画プランを策定いたしました。

このプランは、男女共同参画社会基本法及び大分県男女共同参画推進条例に基づく計画であり、大分県長期総合計画の部門計画の性格を有しております。

これまで、男女共同参画に向けた意識改革、男女の平等と人権の尊重、男女共同参画実現のための積極的な環境整備を基本目標に掲げ、平成23年度から平成27年度までを計画期間とし、さまざまな取り組みを行ってまいりました。

本年は、計画最終年であることから、来年度からの計画を新たに策定するものでございます。

策定に当たりましては、少子高齢化、人口減少社会の進行や個人の価値観やライフスタイルの変化、現在策定をしております長期総合計画、地方創生の総合戦略を踏まえたいと考えております。

現行の第3次プランの数値目標の達成状況でございますが、資料の9ページをごらんください。数値目標のうち達成は6項目、目標値の80%以上達成している項目も6項目、合わせて全20項目中の12項目となっております。

昨年度実施いたしました男女共同参画社会づくりのための意識調査では、男女の地位が平等と感じる人の割合、左半分の上から3つ目でございます。学校教育の場におきましては61.2%でございました。一方、上から7つ目でございますが社会全体では14.4%となっております。

また、同じ左上の1番上でございますが、男は仕事、女は家庭という考え方に同感しない人の割合は52.1%となっており、昭和62年以来初めて5割を超えましたけれども、まだまだ道半ばの状況でございます。

再び8ページにお戻りください。

第4次プランに向けた方向性としましては、基本目標に男女共同参画に向けた意識改革、男女が安心できる生活の確保、女性の活躍の推進を掲げたいと考えております。

今後のスケジュールといたしましては、今年度設置した庁内ワーキンググループ、大分県男女共同参画推進本部及び幹事会において検討を重ね、大分県男女共同参画審議会の委員の皆様からの意見聴取や議論を踏まえた骨子案をもとに素案の作成を行いたいと考えております。

この骨子案につきましては、本プランが、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の規定による基本的な計画でございますことから、第3回定例会で議案報告を行い、本常任委員会でご意見を伺うこととしております。

11月にはパブリックコメントを実施し、より多くの県民の皆様のご意見を反映した素案としたいと考えております。その後、審議会から知事に答申していただきます。

そして、来年、第1回定例会にて計画案を上程させていただく予定でございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

第3次大分県消費者基本計画の策定についてご説明申し上げます。

大分県消費者基本計画は、大分県民の消費生活の安定及び向上に関する条例第8条に基づく基本計画として、条例の基本理念である消費者の権利の尊重及びその自立の支援を実現するため、大分県における消費者施策の基本的方向と取り組みを明らかにするものでございまして、現行の第2次基本計画が今年度末に終了することを受けて、新しい基本計画を策定するものです。

第3次基本計画の位置づけにつきましては、上段に掲げておりますが、4点ございます。

1点目は第2次基本計画を発展的に継承するという点、2点目は今年度中に策定予定の新しい大分県長期総合計画の部門計画であるということ、3点目は平成27年3月に策定された国の消費者基本計画の基本的方向性を反映するという点、そして4点目として平成24年12月に施行された消費者教育の推進に関する法律第10条に基づく都道府県消費者教育推進計画としての位置づけをあわせ持つということです。

計画の総合目標につきましては、国の計画の基本的方針を受けて、安全・安心で、消費者が主役となる豊かな社会の実現と定め、基本目標については、これまでの県の消費者施策との一貫性を重視して、第2次基本計画の消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援、市町村や消費者団体等との連携・協働、経済社会の発展への対応という3つの基本目標を継承するとともに、県の消費者教育推進計画として位置づけるため、新たに消費者教育の推進という項目を含めまして、4つ目標を設定しております。

計画の基本目標を達成するための主要な施策については、県の新長期総合計画における主な取り組み予定である、高齢者も含めた消費者被害の未然防止のための啓発活動の推進や高齢者を対象とした見守り体制等の整備、県及び市町村の相談員のレベルアップ研修等による消費生活相談体制の充実などに取り組むほか、国や市町村、消費者団体や事業者団体等との連携・協働により、総合目標の達成を目指していきます。

また、消費者教育の推進については、幼児期から小・中・高校生期を経て、若者、成人、高齢者の各ライフステージに応じた消費者教育の推進とともに、消費者教育推進のための人材育成に積極的に取り組んでまいります。

今後は、庁内ワーキンググループや大分県消費者行政連絡協議会におきまして、素案の検討・作成を行い、学識経験者や消費者、事業者等で組織する大分県消費生活審議会における意見聴取や協議を重ねた後、パブリックコメントにより県民の皆様のご意見を反映する予定でございます。

県の消費者基本計画につきましては、その内容が県民生活に幅広く関係するものでございますから、その策定だけでなく実施においても関係機関や教育現場等との連携が非常に重要となりますので、今後も一層連絡を密にし情報共有を図り、互いに協力して積極的な消費者行政の推進を図ってまいります。

以上でございます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑がございましたらお願いいたします。

平岩委員 第4次おおいた男女共同参画プラン、第4次まで来たんだなと思って、本当に目標達成がどういうふうになっていくかなというのをずっと私も期待しながら来たんですけども、本当にお疲れさまです。

ただ、なかなか学校教育の中では本当に高い数字を持っているんだけど、子供たちの意

識が社会に出たときにまた戻ってしまう。それと、家庭がやっぱりそういう男、女の区別の中で生活スタイルがつくられているというところで非常に葛藤があるんです。

1点、何か文言として入れなくてもいいんだけど、視点として持っていただきたいのは、メディアリテラシーの力って言うんですかね。例えば、テレビのコマーシャルとかいつも目にするじゃないですか。そうすると、お父さんが疲れて帰って来て、「お帰りなさい、ご飯が先、お風呂が先」とかお母さんが、女の人が聞くんですよね。そうすると、子供たちの中にすり込まれるのは、女は家庭でご飯をつくる、お父さんはお仕事で帰ってくるというような、僕の家庭はそうじゃないけど、けれどもそういうことがある。テレビを見てると、昔、女性のアナウンサーはピンクのマイク、赤いマイクを持っていて、男性のアナウンサーは青いマイクを持っていてみたいなのところがあって、こういうところからやっぱりすり込まれていくんだなって私は思ってきたので、私たち大人もメディアリテラシーの力を持たなきゃいけないと思うんですけれど、そういう視点でまた見ていただけると少し違った見方ができるのかなと思ったりしました。

以上です。

塩田県民生活・男女共同参画課長 ありがとうございます。

古手川委員長 ほかにご質疑等もないようですので、次の報告に移ります。

⑥から⑧までの報告をお願いいたします。

池永防災危機管理課長 それではまず初めに、大分県広域防災拠点基本計画の策定につきまして、ご説明申し上げます。

資料の12ページをお開きください。

資料の上の四角をごらんください。東日本大震災の教訓といたしまして大規模災害では、広域的な救助・救援システムの構築が必要となります。南海トラフ巨大地震が発生すれば、県内で約2万2千人が亡くなりまして、約16万9千人の方が避難者となることが想定されています。そういった中、1人でも多くの命を救い、助かった命をつなぐためには、全国からの応援部隊や救援物資を効率的に受け入れ、被災地に迅速に展開させることが重要であり、これらの活動の拠点となる広域防災拠点の整備とそれを運用するための計画が必要となります。

中段になりますが、これらを踏まえまして、平成25年度には、大分スポーツ公園に広域防災拠点を設置する基本構想を取りまとめ、昨年度は、この構想をもとに、防災拠点としての機能を十分に発揮するための施設の活用方法や整備について検討してきたところでございます。

検討に当たりましては、自衛隊や消防を初めとした救助関係者や医療関係者、または物流関係者などから意見をいただき、先月末に、その結果を大分県広域防災拠点基本計画として取りまとめたところでございます。

その下の計画の概要ですが、本年3月に公表された国の南海トラフ応急対策活動計画によりますと、南海トラフ地震発生時には、全国から食料や毛布など約423トンの救援物資が大分に届き、自衛隊、警察、消防など約2,500人の応援部隊が大分県に集結し活動することとなっています。

これらを広域防災拠点で効率的に受け入れ、迅速に展開させるため、基本計画では、大分スポーツ公園に持たせる4つの機能の具体的な配置を定めたところでございます。

次の13ページ、広域防災拠点における主な機能の配置についてをごらんください。

右側枠の大分銀行ドームの中の配置ですが、まず①の現地調整所機能です。地下会議室に現地調整所を配置し、物資や医療搬送等の連絡・調整など現場の司令塔機能を果たします。

次に、②のSCU（広域搬送拠点臨時医療施設）機能です。これは、ヘリコプターで重篤な患者を県外搬送する際の中継基地となる臨時医療拠点でございまして、ドームの地下会議室を利用します。ここに20床程度のベッドを配置し、トリアージや臨時的な医療を行い、県外等の医療機関に搬送します。ヘリポートとしては、ドーム東側のサブ競技場等を利用いたします。

次に、③の救援物資等の集積・輸送機能ですが、大銀ドームの屋根つきフィールドを活用します。ここに全国からの物資を集積し、被災市町村の拠点に搬送いたします。トラック協会や倉庫協会等の協力をいただきながら、荷おろし、仕分け、保管、積み込み等を効率的に行っていきます。

次に、左側になりますが、④の応援部隊の宿営拠点ですが、公園西側のテニスコート、サッカー場等を活用します。ここには、全国から集結します警察、消防等の部隊の集結拠点や宿営・後方支援拠点としての機能を配置いたします。

前のページにお戻りください。下の段の枠の中の必要となる主な設備です。既存施設を最大限に活用するという事で、必要最低限の整備を行います。具体的には、発災直後の停電に備えた非常用発電機や災害対策本部等との連絡のための防災行政無線などの通信設備、現地調整所で必要となる備品など、必要な設備・資機材を整備します。

右側のその他の欄ですが、ボランティアの受け入れ拠点を周辺にある県社会福祉介護研修センターに設置いたします。

また、市町村との連携が重要となりますが、県内を6つのエリアに分け、各市町村にある施設等を、応援部隊の活動拠点や物資の搬送拠点等に位置づけ、各エリアのネットワーク化も図ります。

また、今後は、公園内に屋内スポーツ施設の建設が計画されているところですが、広域防災拠点のさらなる機能向上につながるよう、その活用方法を検討しながら、大規模災害時の即応力を強化し、喫緊の課題である南海トラフ地震対策に万全を期してまいります。

続きまして、大分県原子力災害対策実施要領の修正につきまして、ご説明申し上げます。資料の14ページをお開きください。

ご案内のとおり、本県は伊方の発電所から最短で45キロメートルの距離にあり、国が定める30キロメートル圏内の原子力災害対策重点区域外ですが、万一に備えまして、この区域に準じた原子力災害対策を進めており、平成26年3月にこれらの具体的手順等を定めた大分県原子力災害対策実施要領を作成したところです。

このたび、これまでの訓練結果の検証や国の指針の改定等を反映して実施要領に必要な修正を行うとともに、愛媛県からの避難者受け入れのための具体的手順等を定め、新たに実施要領に盛り込んだものでございます。

まず、左上の①になりますが、訓練への検証結果の反映でございます。昨年10月に実施した愛媛県との共同訓練では、オフサイトセンターに初めて職員を派遣して情報収集を行うとともに、操業中の漁船に情報伝達を行う訓練等も実施いたしました。これらの訓練

の検証結果に基づき、情報伝達にかかわる職員の情報処理能力の向上を図るための研修会の実施やオフサイトセンター内で職員が効率的に活動するための手順、漁船への情報伝達のための具体的方法等を明記したものでございます。

次に、左下②の国の対策指針の変更に合わせた修正でございます。

これまで国は、原発から30キロメートル圏外の地域の防護対策を明らかにしておりませんでした。本年4月に、国が指針を改正し、この地域については、屋内退避を基本とすることなどを明記したため、これに合わせて修正を行ったものでございます。

次に、③の愛媛県からの避難者受け入れについてですが、次の15ページに概要としてまとめておりますので、こちらをごらんください。

まず、Iの受け入れの基本的な考え方ですが、右上の図にありますように、愛媛県の広域避難計画では、発電所から西に居住する佐田岬半島の住民約5千人につきましては、放射性物質が放出される前に、松山市の西隣にあります松前町方面に陸路で避難することとなっておりますが、このうち、道路の寸断等により陸路で避難できなかった方々を大分県で受け入れることとしております。

また、地震・津波等の複合災害による場合は、本県も被災することも考えられますが、その場合は、市町村と調整し最大限の努力をしつつ、可能な範囲で受け入れることとしております。受け入れは県下全18市町村を対象とし、避難者数や被災状況等により具体的な受け入れ市町村を決定します。

右側の4つの図は、こうした複合災害も想定し、状況に応じて受け入れを行うために、4つのケースを例示したものです。ケース1の移動の距離等を考慮した場合、ケース2の県南が被災した場合に県北中心に受け入れるケースなどを例示しているところでございますが、これには限らず柔軟な対応をすることとしています。具体的な受け入れ施設については、公民館や学校など、市町村から提供可能な269施設を現在リストアップしていただいております。

次に、IIの受け入れ手順についてですが、愛媛県から要請があった場合には、まず本県が受け入れ可能な状態であるかということを確認します。確認が取れ次第、市町村と受け入れ人数や施設の調整を行うとともに、関係機関と輸送手段、ルートなどの調整を行います。愛媛県に受け入れの可否を連絡し、愛媛県側でスクリーニングを実施した後、船舶等で大分県に避難者の方々が来られまして、バス等で県内の避難所に移動するという段取りになります。

次に避難者の支援体制ですが、避難所の開設は、受け入れ市町村が行っていきます。開設後は伊方町に運営を移管します。また、費用につきましては、災害対策基本法に基づいて全額愛媛県側で負担するというので、愛媛県側の負担については災害救助法等が適用され、国が支援するということになります。

なお、大分県への避難については、一時的なものということを想定しておりまして、おおむね1週間程度のもので、長期に滞在するものではないということでございます。

以上でございます。

橋本消防保安室長 防災ヘリコプターの更新についてご説明いたします。

資料の16ページをお開きください。

現行の防災ヘリコプターが導入から18年を経過したことから、本年度からの2年間に

わたり機体の更新手続を進めております。

資料の1と2にありますように、4月21日に入札公告し、6月9日に2社が参加して入札を行い、現有機の新型機を提案する川崎重工業株式会社が14億3,640万円で落札いたしました。

入札に先だって県は、入札参加資格の確認を行い、ベルヘリコプター株式会社からの参加申請について、機体の寸法が仕様要件に適合しないとして「資格なし」と通知いたしました。

これに対して、資料の3にありますように、6月15日にベル社から苦情の申し立てがあり、現在、大分県政府調達苦情検討委員会が審議を行っているところであります。

なお、同検討委員会から、当面契約締結をすべきでない旨の要請がありましたので、契約締結について承認を求める議案は、本苦情処理手続等が終了した後の定例会に提出したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんで質疑がございましたらお願いいたします。

河野副委員長 原子力災害の1番最後にご説明があったとおり、県内市町村への避難はおおむね1週間程度ということをお話になると。一時的なものであるという話なんです、これは福島原発の事故等によって、避難区域、一定期間帰れないとかいう区域設定がされたりとか、その原子力災害については非常に甚大な被害につながって、本当にこれ1週間程度ということか。今おっしゃられているのは大分県は1週間、その後は地元の愛媛県に引き取っていただくというお話かと思うんですが、本当にこんな短期間で原子力災害が仮に発生したときに帰れるのかなという率直な疑問なんですけれども、その辺は、この想定が大丈夫なのかということですね。

それから、防災ヘリコプターの問題。これはベルヘリコプターの苦情申し立てということで、これで調達計画自体のおくれにつながらないのかという部分について、2点お聞かせください。

池永防災危機管理課長 今委員のご指摘のとおり、1週間程度ということですが、基本的には緊急時、まずは安全な場所にとということで大分のほうに避難していただく。その後、例えば、長期の避難等が必要になるという場合もあるかと思います。そういった場合、愛媛県のほうで、例えば、県内なり、県営アパートなり仮設住宅をつくっていくというような中で、大分県からはそちらの安定的な生活環境のほうに移っていただくというふうな流れになろうかと思っております。ただ、この場合、1週間というのは、その状況によって多少の伸び縮みはあろうかとは思いますが、基本的には愛媛県とは、短期の受け入れということをお話をいたしております。

橋本消防保安室長 現在、検討委員会のほうに報告書を既に提出してございまして、県の考え方に理解をいただけるように努力しております。その結果として、28年度中の機体の納入、それから、その後29年秋に運行開始というスケジュールに支障が出ないように努力をしているところでございます。

河野副委員長 原子力災害の性質上、地域の放射線濃度が一定程度減衰しないと帰れないという現実の中で、大規模な被災者が発生すると。そういう中であって、今言う1週間程度、それが若干伸びるかもしれないけれども、その後は愛媛県で安定的な受け入れ先を確

保するんだという話なんです、今でさえ福島県から大分県内にも避難者がいらっしゃる状況の中で、これについて言えば、緊急的な受け入れの話であって、その後の大分県内で長期にわたり定住避難をしようという方については別途の方策がとられるのかなとは思いますが、それはここには直接は書かれていないという考え方でよろしいんですね。

それと、防災ヘリコプターについては、調達する機種が決まって、それから防災ヘリコプターとしての特殊機材、特殊な部分というのを組み込みという手続が非常にあって、納入までに相当の期間を要すると思うんですが、私が聞いたかったのは、そういう29年の納入時期自体そのものについては、今のところ支障はないというところで落ち着くわけですね。そこなんですけれども。要するに、防災ヘリですから、いついかなるときに災害が発生するかわからない。そこで人が人の救出等をしなきゃいけないというときに、新鋭機が入らないから旧型機で対応しようとしたら運行ができませんでしたという話は絶対できないと思うので、そういった具体的な納入時期について支障は今のところないという形でよろしいのかどうか。

諏訪生活環境部長 先ほど申し上げましたように、大分県政府調達苦情検討委員会——これは会計管理局が持っておりますが、今そちらのほうで委員会を開いて県、それからベルヘリコプター株式会社からそれぞれの言い分を聞いているということでございます。県としては迅速に県の考え方の報告をしているところでございますので、できるだけ早く審議等をしていただいて、早い時期に結論を出していただくというふうをお願いをする立場でございます。これがいつ終わるかというのは、我々のほうからははっきりとした時期は当然わからないわけなんです、早期の最終的な判断をいただくためにも、県は求められたものについては早急に提出をしているということでございますので、今のところ当初考えておりました納入時期等のおくれはないものと我々は考えております。

以上です。

河野副委員長 これ、苦情検討委員会での審決が終わった後、それをまた不服としてさまざまな手続がとられる可能性も考えておかねばいけないんじゃないかというのが私は根底にあるんですが、そういった部分を含めて、見通し的に、先ほど言われました平成29年納入という形が揺るがない方向にあるのかどうかをちょっと心配したんです。できるだけということとはよくわかりますが、相手は外国資本の企業ですからとことんやるんじゃないかなというふうにはちょっと思うんですが、ぜひ支障のないようによろしく願います。

玉田委員 先ほどの河野副委員長の関連ですけれども、愛媛県からの被災者受け入れの概要の手順で、大体発災後、時間的には何日ぐらいで想定している3千人の方が一時的に避難所に入るという想定なんですか。

池永防災危機管理課長 基本的には発災後すぐに東のほうに陸路で移動するというような対策をとっております。ただ、これができなかった場合には大分に来ることなので。ただ、事故が発生後、迅速に避難行動に移るということになろうかと思えます。放射性物質が放出される前に基本的には避難を終えると。基本的には松山方面に行くんですが、その陸路がとれないときには大分に来ることになるんですが、今愛媛県のほうで、これを実際にやったときどれぐらいかかるかということでシミュレーションを出しております。例えば、船を、今の定期船だけを使った場合、それからこれを2倍にふやした場合、

3倍にふやした場合、1番最短でたしか6時間だったと思うんですけども、1番最長の場合12時間とか、その辺は使う船舶の数とかによって時間に差が出てまいります。そういった中、愛媛県が最大限に努力をして移動手段を確保していくということになるろうかと思えます。

玉田委員 ありがとうございます。受け入れ手順を字面で読むと、かなりこれきちつきちとやっていく上ではとても大変だなと思って、仮にモデルケースで3千人と仮定しているということを考えると、やっぱり二、三日かかるのかなというふうなイメージとしては見ていたんですけども、全体としては6時間から12時間の想定の中で発災後ということで今想定しているんですね。はい、わかりました。

木付委員外議員 広域防災拠点基本計画なんですけど、災害があったときに大分空港が大変重要になると思うんですけど、大分空港の津波の想定高は把握されておりますか。

池永防災危機管理課長 大分空港は、基本的に津波が来たときにシミュレーションを空港のほうでも出しております。基本的にはあそこはつかからないという形になっております。シミュレーションはですね。ただし、空港のほうでは、国土交通省で平成25年度にやっております。ただ、つかからないという想定ですが、それでもつかるという想定をつくって、この早期回復するためにどうやっていったらいいかと、早期の復旧計画というのをつくっているところがございます。そういった中、例えば、先にヘリコプターがつけるところを確保する。その後に固定翼機分を確保する。そういった段階的に復興させていくというような計画を国土交通省で立てております。

木付委員外議員 国東市が出しているハザードマップでは、北側半分がもう緑色になっているんですね。つかるとなっています。半分つかるというハザードマップになっていますので、私たちが別府の港湾・空港工事事務所に行ってお話を聞きました。想定が10センチということなんですよ。それで、排水路とかがあるから、そこは2メートルぐらいつかるともわからないので、排水ポンプで対策しているということなんですよ。その辺、国の施設との連携をしっかりとっておかんと、こっちが計画立てて、その施設がだめになる。空港は大丈夫なんでしょうけど、そういうものが想定されますから、その辺は密にしたいと思えます。

古手川委員長 要望でよろしいですか。

木付委員外議員 はい。

古手川委員長 ほかにご質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、何かその他ございましたら。

平岩委員 もしかしたら福祉保健部の管轄なのかなと思うんですけど、DV被害者の自立生活援助モデル事業についての通達と言うんですか、厚生労働省から出されていて、実施が4月1日から行われるようになっていると思うんですけど、これは生活環境部でいいんですかね。

塩田消費生活・男女共同参画課長 NPO法人から昨年度、ご相談というか情報提供いただきましたけれども、厚労省の関係で福祉保健部のこども子育て支援課が所管となっております。

平岩委員 わかりました。児童家庭局長の名前で出ているので、向こうで聞いてみます。ありがとうございます。

古手川委員長 ほかにないようですので、これをもちまして生活環境部関係の審査を終わります。

執行部の皆さん、ありがとうございました。

〔生活環境部退室〕

古手川委員長 ここで、休憩します。再開は、午後1時といたします。

11時55分休憩

13時02分再開

古手川委員長 それでは休憩前に引き続き、委員会を再開します。

本日は、都合により、田中利明委員、井上明夫委員、荒金信生委員が欠席しております。これより、福祉保健部関係の審査に入ります。

まず、第66号議案平成27年度大分県一般会計補正予算（第1号）のうち、福祉保健部関係部分について、執行部の説明を求めます。

草野福祉保健部長 それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

お手元の福祉保健部予算概要の5ページをお開き願います。

今回計上しています福祉保健部所管部分は、予算額（A）のうち、福祉保健部①の7月補正の欄にありますように15億6,083万円でございます。

既決予算額に今回の補正予算額をお認めいただきますと、予算総額は924億4,308万3千円となり、これを右の欄にあります26年度当初予算額（B）と比較しますと、1.0%の増、9億2,187万5千円の増ということになっております。

今回の予算に係る重点事業等につきましては、一昨日の予算特別委員会で説明いたしましたので、それ以外の主な事業について、それぞれの担当課室長より説明させていただきます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

高窪医療政策課長 医療政策課関係について、説明申し上げます。

同じ予算概要の33ページをお開きください。

事業名欄1番上のドクターヘリ運航事業費1,931万円でございます。

この事業は、事故や災害時等に医師や看護師が搭乗して救急現場に駆けつける医療用ヘリコプター「ドクターヘリ」の運航に必要な経費を補助するものです。

具体的には、1番上の二重丸の2つ目のポツにあります運航経費補助の中に今回の補正要求額が含まれておりまして、ドクターヘリに搭載している消防無線のデジタル化に要する経費について補助するものです。

説明は以上でございます。

前田高齢者福祉課長 高齢者福祉課関係について、説明申し上げます。

68ページをお開きください。

市町村認知症施策強化推進事業費208万1千円でございます。

今回の補正では、2つ目の二重丸の1番下のポツにありますとおり、保健師や介護福祉士等の専門職が家庭を訪問し、速やかに適切な医療・介護等が受けられるよう、認知症の方やその家族を支援する認知症初期集中支援チームを市町村に設置する際、そのチーム員

の研修費用を補助するとともに、3つ目の二重丸、権利擁護人材育成事業として、認知症などで十分な判断等ができない方のために市町村が実施する、市民後見人を養成するための研修費用を補助するものです。

次に、74ページをお開きください。

事業名欄1番下の介護ロボット導入支援事業費1千万円でございます。

この事業は、介護職員の身体的負担の軽減や業務の効率化のため、認知症の方の徘徊をセンサーで感知するシステムや、高齢者の移動をサポートする移動支援機器等のいわゆる介護ロボットを導入する事業所・施設に対し、導入経費を補助するものです。

説明は以上でございます。

飯田こども子育て支援課長 こども子育て支援課関係について、ご説明申し上げます。

83ページをお開きください。

事業名欄上から4番目の地域の子育て応援事業費3,024万1千円でございます。

この事業は、結婚や出産、子育て等に関する意識の醸成を図るため、幼稚園や保育所等が行う結婚、妊娠、出産、子育てに関する情報提供や講演会の開催等を支援するため、1施設当たり20万円を限度として補助するものでございます。

次に、85ページをお開きください。

事業名欄1番下の児童養護施設退所者等支援強化事業費59万4千円でございます。

大分市東春日町にある児童アフターケアセンターおおいたでは、児童養護施設等の退所者等に対し、専門的スキルを持つ職員が、当該施設の職員とともに相談や居場所づくりなどのアフターケアを実施しています。

今回の補正では、2つ目の二重丸にありますとおり、児童アフターケアセンターおおいたの支援スペースの拡充としまして、多様化する支援ニーズに対応できるよう、児童アフターケアセンターおおいたの相談・交流スペースを拡充するものです。

次に、86ページをごらんください。

事業名欄下から2番目の子育て支援従事者研修事業費134万8千円でございます。

今回の補正では、3つ目の二重丸にありますとおり、子育て支援員対象研修事業費として、子育て中の親子の交流や育児相談等を行う地域子育て支援拠点等の機能強化を図るため、従事者の資質向上研修を国のガイドラインに沿って実施するものでございます。

説明は以上でございます

高橋障害福祉課長 障害福祉課関係について、ご説明申し上げます。

資料はかなり飛んで、110ページをお開きください。

事業名欄上から2番目の障がい者スポーツ選手育成・強化支援事業費815万円でございます。

この事業は、1つ目の二重丸にありますとおり、強化指定選手支援事業費負担金として、2020年東京パラリンピックへの出場が期待される本県出身の強化指定選手に対して、国外遠征費の一部を助成し、選手強化を図るとともに、2つ目の二重丸にあります障がい者スポーツ普及促進事業委託料として、身近な地域で障がい者が日常的にスポーツを楽しむ環境を整備するため、地域でのスポーツ体験会等を実施するものでございます。

また、3つ目の二重丸、障がい者スポーツ普及促進実行委員会の開催では、障がい者スポーツの裾野拡大に向けた方策の検証等を行うものでございます。

説明は以上でございます。

古手川委員長 ありがとうございます。以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします。

玉田委員 85ページの児童養護施設退所者等支援強化事業費で、児童アフターケアセンターおおいたの支援スペースの拡充と。あれは生活環境部がやっている、窓口を一本にしたところの1つですかね。

飯田こども子育て支援課長 児童アフターケアセンターおおいたと、サポステ、それと青少年自立支援センターの3施設をワンストップということで、同一のフロアで今運営しております。

玉田委員 あそこの床面積というか、同じところを広げるんやったですかね。どうやったんですかね、あそこは。

飯田こども子育て支援課長 今、現状がブースを分けたりとかいうことで、例えば、アフターケアセンターおおいたでいきますと、やっぱりそこに仕事が終わって子供さんが話に行ったりとかしたときに、ほかの相談を行っている場合、なかなか大きな声で会話ができないとか、そういったところで少しストレスもたまるということで、隣の会議室用スペースというのがたまたまあいているということで、そのスペースを別途借り上げるということで、そういう居場所づくりであるとか、あと、相談スペースの改善を図るというふうに考えております。

玉田委員 わかりました。

三浦委員 予算特別委員会でも委員のほうから出ていたんですけど、まず、81ページのおおいた出会い応援事業費。これは今までというか、市町村でもこういった事業を行っていると思うんですけども、県として出会いの場を提供していくということだと思んですが、具体的に年に、規模も含めてどれぐらい開催を。あと、市町村でいうと委託をしながらやっていると思うので、県としての進め方というか、事業の進め方。市町村の出会い事業と県の事業がどう異なるのか、一緒のようなことをするのかというのを伺います。

2点目が、今、説明がありました83ページ、地域の子育て応援事業費です。

86ページの子育て支援従事者研修事業費というのが子育て中の親子の交流ということで、非常に現実味があって、子育てをこれからしていく家庭の皆さんが支援拠点に行って活動とか、いろんな話をするのはわかりやすいんですけども、保育所や幼稚園で結婚や出産ということでちょっとわかりづらいので、イメージが湧かないので、一般の方がなかなか見えないというか、3千万円というかなりの大きな予算がついているので、もう少し具体的に教えていただきたいなと思います。

以上です。

飯田こども子育て支援課長 まず、おおいた出会い応援事業費でございますけれども、概要書の中にも書いておりますとおり、キャンペーンの実施、広域的な出会いの場づくり、あと、ネットワーク化ということで、今、婚活といいますか、出会い応援の取り組みというのは11市町村で取り組んでおります。今回、私どもが考えていますのは、やっぱり県内外まで広げる――いわゆる市町村域を超えて、県内でも広域、それから、県外からの参加者も募りながら行いたいと考えておまして、これから予算が成立すれば、企画提案方式で民間の事業者等からアイデアをいただきながら、企画提案型でやり方を決めていき

いなと考えております。

また、この事業では、婚活支援者等のネットワーク化も考えておきまして、例えば、市町村も含めた行政と婚活支援団体との連携を強めるということで、民間のノウハウを市町村も含めた行政が知るとか、そういった効果もこのネットワーク化の中で考えているところでございます。

それから、もう1点が地域の子育て応援事業費でございますけれども、地域のそういった取り組みの場といたしまして幼稚園、保育所、認定こども園というところを想定しておりますけれども、今、民間、私立の施設というのが290園ほどございます。当然、子育て支援の強みといったものも十分に持っている施設でございますので、やはりこういった地域で、しかも、大体地域の方からの認知も高いという施設ですので、やはり幼稚園とか保育所、認定こども園を場として活用しながら、そういった施設が持っている強みも生かし、そこに独身の若い方とか、結婚してまだ子供さんがいないとか、地域の一般の方に入ってきてもらって、そこで結婚とか妊娠、子育ての楽しみというか、また各施設が創意工夫をしながら、もしくは合同でやりながら取り組んでいただければなということで考えております。

以上でございます。

三浦委員 おおいた出会い応援事業費で、地元の話で大変恐縮ですが、地元の日出町は婚活4年目を迎え、年に4回開催をしております。結婚まで至ったケースは、町に連絡があったのが1件で、年4回するうちで大体カップルが5組ぐらいできるということで、きのう実は役場に行って担当者と話をしていたら、4年目を迎えて、そろそろ企画自体がマンネリ化をしまっているということなんです。なので、県内外というところが市町村ではできない部分だと思うので、ぜひ担当者を集めてこういった会議等をやっていただきたいなというのが1点と、少し長い目で見て、県内外の方までなので、県外の方が県内に移住をしてもらうような、そこまでできれば、先を見通してというか、取り組みをしてほしいなという要望が2点。

地域の子育て応援事業費、これもきのう役場に行って担当者と話をしてみたら、実は町内の園長会議等でこの事業の説明をしたら、できるという園は日出町ではなかったなんです。非常にわかりづらいし、園としてもどうやっていいのかというのが非常に見えないというような声もありますので、課長が予算特別委員会するとき、一定の時期というか、ある時期に一斉に行うというようなこともおっしゃっていたので、予算が成立したら、保育所とか幼稚園のほうに耳を傾けて、どうやったらやりやすいのか、どうやったら取り組みやすいのかというのをぜひもう1度声を聞いていただければなという要望にします。

玉田委員 関連でいいですか。出会いの件で、1番最初に部長とこれに公費を使うのはと少し議論させてもらったんですけど、その議論はそれはそれとして、子ども・子育て支援という視点でこの事業に取り組むのに少し私は違和感があるんですね。やるんだったら、企画とか、そちらのほうの事業じゃないかなという思いがするんですけども、事業費を見ると3分の2が国ということで出ているので、これはやっぱり子ども・子育て支援課のほうでこういう婚活を児童福祉の中に分類してやるというのは国からの大きな流れなんですか。

飯田こども子育て支援課長 私ども県として、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない

という考え方の中で施策に取り組んでおりますし、国が定めた少子化社会対策大綱の中でも結婚に対する若者への支援、そういったところも大綱の中に――これは内閣府が所管をしている大綱ですけれども、そこは切れ目のないといいますか、当然、結婚して子供さんを産み育てていただきたいという思いからですので、そういった意味で私どもが所管をするということは1つの流れかなと思っております。

草野福祉保健部長 補足になっているかどうかわからないんですけど、今、言いました大綱は、確かに委員おっしゃるように、福祉保健部だけがやるものではないし、特に、今は就労というか、お金がないから結婚できないんだという話もありますので、商工労働部も農林水産部も、また、場合によっては女性の働き方、男性の働き方ということであれば生活環境部、いろんなところが絡むと思うんですけど、先ほどの児童福祉がというお話の中でいくと、大分県の組織というのは1つの課でやっているんですけど、割と他県は実は子育てが2つに分かれていまして、いわゆる昔の児童福祉的なものと、もう少し攻めるいわゆる少子化対策にもっと分かれていまして、そういう意味では、そこでやるというのは、ないことではないけど、委員おっしゃるように、絶対それかというところでもない。

確かにこれまではどちらかというと、先般、衛藤議員の話で3世代同居の話が出ましたけれども、あれはどっちかというとUターンで、企画でやっている市町村というのが確かにあるんですね。それでは、必ずしも福祉でやらなきゃいけないというわけではないですけども、福祉もそれをやるような時代でもあるという両面があるかと思えます。済みません、答えになっていないですけど。

だから、先ほど課長も言いましたように、結婚、妊娠から子育てまでずっと切れ目ないといったときに、ほかの部に振るんじゃなくて、うちがやろうよという、うちの部の姿勢としてはそういう気持ちでいます。

河野副委員長 68ページの認知症対策の関係で、先ほど認知症初期集中支援チームの説明がございました。これは昨年度から豊後高田市で初期対応チームが稼働していると。これをモデル事業として県内全域に広げるためのケーススタディーとするというお話をいただいていたかと思えます。認知症疾患医療センターとしての千嶋病院の医師を中心として、地域のまさに福祉の最前線の方々がチームを組んでいるということであったわけですが、その成果をまず伺って、これが認知症の対策にどのような成果が上がっているのかと。それを、市町村でできるところとできないところもあろうかと思えます。精神科医のいない郡部もありますので、そういった部分で、今後これをどう県内に広げていこうとするのか、まず、大分県内のチームがつくれる市町村が18市町村中どのくらいあるのかということを含めてお聞かせいただきたいんですが、よろしくお願ひします。

前田高齢者福祉課長 26年度から豊後高田市で初期集中支援チームが始まりました。千嶋先生を中心に行っているわけですけども、確かに今なかなか地域で声を上げられない、それから、なかなかみずから診察に行けないという方に対してアウトリーチをして、現場をよく把握できるということで、その効果というものはあるというふうに伺っております。

数をはっきりは申し上げられませんが、確かに受診につなげていったというようなことも聞いておりますので、このチームはこれから広げていく、それなりに効果のあるものだと考えております。

それで、今回、この予算で上げさせていただいたのは、まさにチームをつくる上で研修

を受けるとというのが1つ条件になっておりますので、その研修のための費用を今回お願いしているということでございます。27年度については9市町がこのチームの開設に向けて準備をし、27年度中には立ち上げようという意向を示しておるところでございますし、残りも28年度、29年度にかけてチームを立ち上げるという意向を聞いております。

河野副委員長 玖珠郡には精神科医がいらっしゃらないという場合について、内科医さん等に精神的な問題を抱えていらっしゃる方の一時的な相談対応をしていただく取り組みを医師会等を中心に行っているかと思うんですが、こういった支援チームをつくるという部分について、医療ソースが限られているところについて何らかの対応というか、検討されているんでしょうか。

前田高齢者福祉課長 1つは、いつも申し上げておりますように、地域でオレンジドクターというのを養成しております。これが26年度末で361名、地域で活躍をされております。そしてまた、そのオレンジドクターを養成するサポート医と。オレンジドクターの先生といいますか、要するにサポート医でございますして、オレンジドクターの中に含まれるんですけれども、26年度末で52名ほど養成をされております。こういったオレンジドクターとかサポート医といろいろ連携しながら、必要なときには助けをいただくとかいうような形をとってこうと考えております。

河野副委員長 別の関係で、子供の貧困対策ということが今回議論になっております。国の調査によりますと、貧困家庭のうち、特にひとり親世帯の貧困率が高いということで、その辺で余りこれまで議論になっていないんですが、死別という話はあれなんですけど、いわゆる生別によるひとり親世帯の増加という部分に対する何らかの対処の必要性というのを行政で検討されているというのはあるんでしょうか。

これまでなかなか家庭生活であるとか、そういった部分について行政は口出ししないほうがいいという抑制的な部分があったかと思うんですけれども、要するに子供という視点から見たときに言えば、子供の育成環境であるとか、そういった部分で、やっぱり負の部分がどうしてもあるんだということについて、そういったひとり親にさせないための何らかの対策みたいな形が必要じゃないかなという声があるんですが、それについての何かお考えがあれば聞かせてください。

飯田こども子育て支援課長 子どもの貧困対策計画、それから、ひとり親家庭についての質問でございますけれども、確かにひとり親家庭の半分以上が相対的貧困状態にあるといった国のデータもございます。子どもの貧困対策計画を考える上で、やはりひとり親家庭に対する支援というのが大きな柱の1つになろうかと思えます。

今、計画策定ということで取り組んでおりますけれども、基本は国の定める大綱の中で、教育の支援でありますとか生活支援、それから親の就業支援、そして経済的支援と、この4つの重点的な柱をもとに計画の組み立てを今しているところなんですけれども、繰り返しになりますが、やはりひとり親家庭に対する支援というのは十分に注意をしながら計画の中で一定の議論をしていきたいというふうに思っています。

河野副委員長 これに関連して、先ほどの婚活支援の問題にも絡んでくるんですけれども、昔は仲人さんがいらして、いろんな家庭内危機という部分についても相談役として機能していた。それが今、仲人といった、おせっかいを焼く人がいなくなって、歯どめがなくなって非常に簡単に離婚する。ひとり親世帯が簡単にできてしまうという現実を見ていらっ

しゃる方もいて、そういう家庭内の問題があったときにどういった相談役が、家庭が分裂してしまうことを防ぐために機能するのかなという機能を求める声もあるんですが、どの部署というのはわかりませんが、そういった声に対して何らかの形で。

ある北陸の県では数十年間、財団法人が仲人事業をやっている、そこが家庭内危機に対しても相談役というのを養成しているんですね。そういった現実もあって、そこら辺に対して県が非常に支援をしているという声も聞いておりまして、何らかの支援が必要なのかなという感じもしております。

やっぱり子供の視点で見たときに、大きなデメリットがあるということも踏まえて家庭内の問題というのを検討しなきゃいけない。一旦冷静になっていただくための何らかの手段が要るのかなと思うものですから、もし今後、そういった課題を認識していただけるとするならば、ぜひ何らかの方策を探っていただきたいなど。これは要望です。

平岩委員 補正予算ではないんですけれども、81ページの児童措置費の右側の事業概要の中に扶助費で四角囲みのところがあるんですね。ほかのところはわかるんですけど、助産施設2カ所というのがどういうところなのかを教えてくださいたいのと、それから、1番下に自立援助ホームがあります。これは恐らくことし4月に開校した「みらい」のことを言っているのだと思うんですけれども、大在にあった自立援助ホームが1校、今、休館状態になっています。課長さんとお話を1回したこともあるんですけれども、「ふきのとう」というところだったんですが、開設して10年で比較的アットホームでやってきたんですけども、それがうまくいかなかった。措置される子供が減っていったと思うんですけれども、「ふきのとう」がどうして子供の措置——子供じゃないですね、もう18歳過ぎた人たちですけれども、減っていったのかということと再開のためにどういう支援ができるのかなというところを、急に振って悪いんですけれども、ちょっとお話ししていただければと思います。

飯田こども子育て支援課長 まず、児童措置費の中の助産施設2カ所でございますけれども、国東市民病院と中津市民病院の2カ所に助産施設が整備をされております。

それから、自立援助ホームでございます。委員から話がございました「ふきのとう」でございますけれども、この施設につきましては、措置費支弁対象施設ということで、児童相談所が措置をするという形になります。どうしても児童相談所が、誰でもいいというわけにもなかなかいかないというふうになっておりまして、やはり措置する子供さんの状態、状況、そういったところも判断しながら児童相談所として措置をお願いするか、そのあたりの判断というのがあるということで、そのあたりでなかなか適合するといえましょうか、そういったふさわしい子供さんというのがなかなかいなかったり、結果として措置まで至らなかったといったこともお聞きをしております。

「ふきのとう」さんは、今、休止中ということで、私どももやはり長い歴史を持ち、また、退所された子供さんが夏休みなんかを利用して「ふきのとう」にまた顔を出すとか、そういった関係性も維持をしている。そういった意味では、「ふきのとう」の施設長さんもこれまでの取り組みについては非常に私どもも敬意を表しております。いろいろほかの事業ができるかどうかというようなところも、今、理事長さん、施設長さんも考えておられると聞いておりますので、県として、またそのあたりのお話もちょっとお聞きをさせていただこうかなと思っております。そこはまた「ふきのとう」さんのほうから、県

として何かお手伝いができるものがあるかどうか、そういったところは話をさせていただく中で考えていきたいと思っております。

平岩委員 さっき助産施設は国東市民病院と中津市民病院と言われました。これはどういうふうに捉えればいいんですかね。例えば、親がいない子供たちは、生まれた後、3歳までは乳児院に行くという状況なんですけど、そこで厳しい環境の女性が……。定員10人になっているんですけど、そこでお産をされるまでの状態を保護されると捉えればいいんですかね。

飯田こども子育て支援課長 あくまでも児童福祉施設としての助産施設ということですので、やはり経済的な理由でなかなか一般の病院とか助産所が利用できないという方が利用される施設というふうに理解しておりますけれども……。

済みません、失礼いたしました。先ほど国東市民病院と中津市民病院というふうに申し上げましたけれども、大分市医師会立アルメイダ病院の助産所と中津市民病院ということでございまして、やはり当座の経済的な困窮とかで一般の施設が利用できない方がこういった助産施設を利用されると聞いております。

平岩委員 ありがとうございます。

自立援助ホームに関してですけれども、「ふきのとう」と新しくできた「みらい」はカラーが違うし、「ふきのとう」はどちらかという和家庭的な、アットホームな環境の中で支援をしてきたという経緯もありますし、やっぱりこれをなくしてはいけないなと思っています。だから、支援をどうしたらもう1度再開できるようになれるのかということも含めて、やっぱり寄り添っていただきたいなというふうに思います。「みらい」のほうは男の子中心ですし、「ふきのとう」は、こういう環境の中で支援が必要な女の子たちもいますので、どうして措置されなくなったのかな。そこに入る子供たちの状態だけではないのかもしれないというように思っているんですけども、いずれにしても、自立援助ホームが県内に2カ所あるから必要ないんじゃないかと、本当にこれからもっと必要になってくる施設かもしれないと思いますので、ぜひまた「ふきのとう」もしっかりと支援して、相談に乗っていただきたいし、私もまた見ていきたいと思っておりますので、これは要望としてお伝えをしておきます。お願いいたします。

古手川委員長 最初の部分の説明も、先ほどの説明でよろしいですか。

平岩委員 はい、いいです。

三浦委員 110ページ、障がい者スポーツ選手育成・強化支援事業費。これは教育委員会のほうでは2020年の東京オリンピックに向けて、具体的に県出身の選手を何名出すという具体的な数字も出したんですけども、パラリンピックはどうでしょうか。直近のパラリンピックで県内出身の選手は何名ぐらい出ているのか。なおかつ、2020年オリンピック・パラリンピックに向けては何名目標というか、そういうのはあるんでしょうか。

高橋障害福祉課長 直近のパラリンピックの県出身者ですけれども、たしか4名出場しております。2020年の目標人数というのは今、特に掲げておりません。今回の強化指定の対象者が9名想定をしておりますので、その数よりも少し上を狙うべきだろうなとは思っておりますが、具体的に何名というのは今のところ出しておりません。

三浦委員 ありがとうございます。

やっぱり障がいの有無にかかわらず、少し予算的に見るとパラリンピックの出場選手に

かける予算のほうが少ないなというふうに、就職支援とかというのを東京オリンピックのほうはやったりしているので、ぜひ今後も続けていく事業だと思っておりますので、しっかりとした予算を組んでいただいて、今おっしゃるように、候補の数が9名いるということで私たちも楽しみにしております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

古手川委員長 それではほかにご質疑等もないので、これより、先ほど審査いたしました生活環境部関係部分とあわせて採決いたします。

第66号議案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ご異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第75号議案養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

前田高齢者福祉課長 お手元の福祉保健生活環境委員会資料の1ページをお開きください。

第75号議案養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

なお、資料左上にも記載していますが、議案書は39ページでございます。

まず、1改正の理由ですが、国の省令の改正に伴い、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例について、所要の改正を行うものでございます。

次に、養護老人ホームについてご説明します。

下の図は、養護老人ホームの3つの形態を示しております。左側は、通常の養護老人ホームであり、家族や住居の状況などの環境上の理由と経済的な理由により在宅生活が困難な高齢者を市町村の措置により入所させる施設ですが、現在、県内に19施設ございます。次に、中ほどですが、平成18年度から外部委託により、入所者に対して介護サービスを提供する施設として、外部サービス利用型の指定が認められることとなり、介護を要する入所者の増加や、重度化等に対応できるようになりました。なお、こちらは現在、県内の養護老人ホーム19施設のうち、7施設ございます。

今般、右側に記載のとおり、平成26年度の介護保険法の見直しを受け、本年度から、施設みずからが入所者に対して介護サービスを提供する一般型の指定を受けることができるようになったことから、入所者への効率的なサービス提供等が可能となりました。なお、事業者は、指定を受けるに当たり、外部サービス利用型もしくは一般型のどちらかを選択できることとなっております。

続いて、2改正の内容ですが、一般型も選択可能となったことに伴い、条例中の3カ所における職員の配置基準について一般型を含めた形に見直し、一部改正するものであります。

具体例として、①では、支援員の配置数の算定根拠となる一般入所者の定義を改めるものであります。現行では、全体入所者から外部サービス利用型のサービスを受けている入所者を除いた数としておりますが、改正後は、控除する入所者の数に一般型のサービスを受けている入所者の数を加えるものであります。その他の2カ所についても、それぞれ一

般型を含めた定義に改めるという文言の整理を行っております。

最後に、3施行期日については、公布日施行としています。

説明は以上でございます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 別にご質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第76号議案児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

飯田こども子育て支援課長 資料の2ページをごらんください。

第76号議案児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

まず、1改正の理由でございますが、第4次地方分権一括法の施行及び平成26年の地方からの提案等に対する対応方針による基準省令の改正に伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例について所要の改正を行うものでございます。

2改正の内容についてですが、資料左側の(1)第4次地方分権一括法による基準省令の改正では、児童福祉施設の職員資格要件の一部改正として、児童福祉施設職員の養成学校等の指定権限が国から都道府県に移譲されたことにより、条例中の地方厚生局長等を都道府県知事に改めるものでございます。

なお、現在、県内に養成学校等はございませんので、今回の改正による特段の影響はないものと考えております。

次に、資料右側の(2)地方からの提案等に対する対応方針による基準省令の改正では、保育所の保育士配置に係る特例の改正として、乳児を4人以上入所させている保育所における保育士の数の算定に当たり、特例として認めている保育士とみなすことができる職種に准看護師を追加するものでございます。

なお、この職種の見直しは、九州地方知事会の共同提案により実現したものでございます。

3の施行期日については、公布の日としております。

説明は以上でございます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 特にご質疑等もないようでございますので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ご異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしま

した。

次に、県内所管事務調査のまとめについて、執行部より説明をお願いいたします。

草野福祉保健部長 ご説明申し上げる前に、お礼を申し上げたいと思います。

委員の皆様には、6月の7日間にわたり、我々福祉保健部が所管しております地方機関並びに福祉施設等を調査いただきました。また、現場では、貴重なご意見、ご指導を賜り、まことにありがとうございました。

我々も皆様方のご意見等を真摯に受けとめながら、今後の保健・医療・福祉行政を進めてまいりますので、今後ともご指導、ご支援をお願いしたいと思います。

本日は、調査の中で委員からご意見・ご質問をいただきました情緒障害児短期治療施設「愛育学園はばたき」の現状と課題について、担当課長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

飯田こども子育て支援課長 情緒障害児短期治療施設「愛育学園はばたき」の現状と課題についてご説明申し上げますが、資料3ページの情緒障害児短期治療施設の概要につきましては、先の県内所管事務調査の際に、勝谷施設長さんからご説明をいただいておりますので、割愛させていただきます。

それでは、資料の4ページをごらんいただきたいと思います。

まず、1の現状の(1)入所児童の状況でございますが、現在「愛育学園はばたき」で生活している5名の児童は、全員が虐待などの不適切な養育を経験しております。

開設当初は、それぞれの児童が新しい生活に戸惑い、落ちつかない様子も見られておりましたが、施設での生活を続けるにつれて、徐々に落ちつきを取り戻しつつあり、現在では、全員が治療を拒否することなく取り組むことができしております。

また、学校との緊密な連携のもと、以前は授業中30分も着席することができなかった児童が、現在では普通に授業を受けることができるようになるなど、治療の効果も徐々に見え始め、児童自身の成功体験にもつながっているところでございます。

次に(2)の職員の状況でございますが、県内初の情緒障害児短期治療施設であることもあり、児童の支援に当たる職員の戸惑いや経験不足は否めないということでございます。

特に、開設直後は、職員・児童ともに落ちつかず、職員が混乱する場面も見られておりましたが、職員が児童の個性について理解を深めるにつれて、徐々に落ちついた対応ができて一方、日々の児童への対応に負担感を感じている職員もいるところでございます。

このような状況の中、2の課題にございますように、日々、児童への対応に追われ、施設として個々の職員のスキルアップに取り組む余裕がないこと、個別的・専門的支援に取り組む体制づくりについてのノウハウがないため、児童への十分な支援が困難であること、さらには職員の負担感が増大していることが、現在の課題として挙げられます。このため、職員の負担軽減を図るためにも、職員の援助スキルの向上及び効果的な支援体制の構築が不可欠であると考えております。

そこで、3の解決に向けた取り組みにありますとおり、(1)施設の取り組みでは、①職員の援助スキルの向上のため、豊富な知識と経験を有する臨床心理士をスーパーバイザーとして採用し、その助言指導を通じて、チームとしての援助技術の強化を図っているところでございます。

また、②効果的な支援体制の構築のためには、情報ノートによる児童の情報共有の徹底

や、幹部職員と職員との個別面談による処遇に対する意見集約を行っているところであります。

また、(2)の県の取り組みとしましては、①職員の援助スキルの向上のため、保育士資格を持つ県職員を派遣するとともに、一時保護所で施設職員の実地研修を実施しており、さらには、②効果的な支援体制の構築のために、処遇困難となった児童の再アセスメントのための一時保護の実施や、施設のカンファレンスに児童相談所の職員を派遣することなどに取り組んでいるところでございます。

こうした取り組みにより、「愛育学園はばたき」の入所児童に対する支援体制の強化を図ることが可能となり、児童の最善の利益の実現につながるものと考えております。

説明は以上でございます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑がありましたらお願いします。

平岩委員 私たちが「はばたき」に行ったときには、ちょうど小学生が勉強が終わって、こっちに帰ってきたときで、何か元気そうに見えたし、お話しもできたし、落ちついているのかなと思って、学校の職員たちに聞くと、「うん、大丈夫よ」みたいな話なんですけれども、あのときに1人、とても大変なお子さんがいらっしやって、その子に物すごくみんなが集中してケアしているけれども、逆に、職員が疲弊し切っているみたいな印象も受けましたし、そういうお話もお聞きしました。勝谷施設長もそんなお話を直接はっきりと言われていたので、その人がどの程度落ちついてきたのかなというところがとても気になっていたのですけれども、それによって周りもみんな疲弊して行って、それが連鎖になって行ってというところもとても心配していた。

「日々の児童への対応に負担感を感じている職員もいる」というオブラートで包んだような表現をされていますけれども、実際、やっぱり厳しいものがあるんだろうなと思うし、本当に元気だったらあそこに行かない子供たちなんですよ。だから、本当はいろんなことがあって当然なんだけど、経験が少ないと本当に自分が傷つけられてしまうというところがあるんだろうなと思いながら、1番厳しかったお子さんは今どの程度なのかというのがわかったら教えてください。

飯田こども子育て支援課長 今、施設からお聞きしている話では、今、在宅というか、保護者、お母さんのもとに戻られて、あとは嘱託の精神科の先生の外来での受診を継続をしながら、今、在宅で過ごされているということをお聞きしております。

平岩委員 ありがとうございます。お母さんがそれを認めて、1回在宅になったんだったら、それはそれで方向性が見えてくるのかもしれませんが、職員はその負担が取り除かれたけれども、やっぱりなれない子供たちとの対応の中できつい部分もあるということですね。

飯田こども子育て支援課長 やはりいろいろお聞きをしますと、子供さんの状態に非常に波があると言いますか、非常に攻撃的な行為を示す一方、夜、寝るときに1人で寝られないので添い寝をしてくれとか、そういったことを求める子供さんもいらっしやいます。やはり1日の間でも、精神的な状態も含めたリズムに非常に幅があるということで、それに対して、やっぱり施設の職員さんもそういった情緒障害児短期治療施設での勤務経験のある方も中にはいらっしやるんですけれども、やはりほとんどの方は初めて経験するという

ところで、チームケアを構築していくことで日々のお子さんの支援をするというところがやっぱり職員さんにとって負担になっているのかなど。

そういった意味では、スーパーバイザーの方を法人として採用して、そこで、いわゆるスーパーバイズをしていただくとか、あと、やっぱり情報の共有ということで情報ノートを使って、要は職員さんによって支援の仕方が違うということがないように、やっぱりチームできっちりと支援をする。その振り返りをケースカンファレンスの中で、さらに、そこに第三者として児童相談所の職員も行って、そこで助言をするといったことを通じて体制の整備を図っているところでございます。

平岩委員 ありがとうございます。私は専門家でも何でもありませんけど、この情短施設ができるのが決まったときに、とにかく最初から多くのことを望まないようにしましょう、ただ、職員が本当にいきつかないように、子供の支援を息長くやっていかなきゃいけないから、まずは看護師さんも、学校の先生、スタッフ、ドクターも、みんな気持ちを一つにして前に進めるような施設になるといいということを質問させていただいたんですけども、やっぱり本当に地域にいたらすごくきつい子供たちが入っているので、絶対最初からうまくなんかいかないと思うんですよね。だから、そこをみんな乗り越えて行くし、きつさを共有してあげるような環境ができるといいなと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

古手川委員長 ほかにご質疑等もないようにありますので、県内所管事務調査のまとめを終わります。

次に、執行部より報告をいたしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

まず、①の報告をお願いいたします。

草野福祉保健部長 では、お手元の資料、新たな政策・施策と主な取り組み（案）をごらんいただきたいと思えます。

大分県長期総合計画の策定について、趣旨や基本目標等については、既に生活環境部から説明していますので省略させていただきます。

それでは、福祉保健部関係の項目についてご説明申し上げます。1ページをごらんください。

まず、安心分野1一人ひとりの子どもが健やかに生まれ育つ社会づくりの推進の（1）次代を担う子どもを社会全体で支える環境の整備でございます。

先月末に公表された国の成長戦略や骨太の方針においては、子育て支援の今後の方向性として、多子世帯への経済的な支援や、保育等の量的拡充及び質の向上が示されたところです。

子育て満足度日本一を目指す県といたしましても、主な取り組み、①地域における子育て支援の充実の1つ目のポツにあります。多子世帯に対する保育料の減免など経済的支援の充実や、2つ目のポツ、病児・病後児保育の実施のさらなる促進などに取り組みます。また、1番下のポツにありますように、包括的に相談や助言に応じる利用者支援事業や、子育てほっとクーポンの活用などにより、一時預かり等の子育て支援サービスの周知及び利用促進に取り組んでまいります。

次のページをごらんください。

目標指標としては、病児・病後児保育の実施施設数のほか、子育て支援サービスのコー

ディネートを行う子育て支援員や、放課後児童クラブで働く放課後児童支援員といった専門的な研修を修了した子育て支援者数を設定し、人材の育成に力を入れていきます。

3 ページをお開きください。

(2) きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援です。

主な取り組みとしては、次のページになりますが、③の2つ目のポツ、家庭的雰囲気の中で養育できるよう里親制度の普及・啓発や里親等委託を推進するほか、世代を超えた貧困の連鎖を防ぐため、⑤にありますように、子どもの貧困対策に関する計画を策定し、教育、保護者に対する就労支援などの総合的な対策の推進に取り組みます。

なお、目標指標は、社会的養護の充実を図り里親等委託率としています。

5 ページをお開きください。

新たな施策として、(3) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進について取り組みます。

全国的に晩婚化・未婚化が進み、国においても結婚支援の必要性が指摘される中、県では若者の出会いへの支援として、先ほども話が出ましたが、主な取り組み①の2つ目のポツにありますように、市町村やNPO等と連携した出会いの応援事業を実施します。既に出会いや結婚に関する支援を実施している市町村もありますが、全ての市町村で何らかの支援が行われるよう、次のページに目標指標としても設定しました。

7、8 ページでは、子育て満足度日本一を目指す5つの具体像を示しております。満足度を総合的に評価する指標として10の指標を設定しています。なお、子育て満足度を高めるためには、安心分野だけでなく各分野、各部局の施策が実現されることが重要と考えております。

続いて9ページをお開きください。

2 健康長寿・生涯現役社会の構築～健康寿命日本一の実現～の(1) みんなで進める健康づくり運動の推進です。

国においては、増嵩する社会保障費への対応にも関連して、医療保険制度改革や、健康・予防サービスのニーズに応えるヘルスケア産業の創出などを成長戦略に掲げています。

本県では、そのような全国的な流れを捉え、県民一人ひとりが健康で活力あふれる人生を送ることができるよう、健康寿命日本一を目指してさまざまな施策に取り組みます。

主な取り組みですが、まずは①健康づくりのための県民運動の展開として、1つ目のポツ、ライフステージに応じた県民総ぐるみの健康づくりの推進や、次のページ1番上のポツ、健康増進・予防への取り組みを促すためのインセンティブ付与制度の導入などを実施します。その他、生活習慣病対策や、健康づくりに取り組みやすい社会環境の整備などを進めます。

効果が出るまで時間が必要な取り組みではありますが、目標指標としては健康寿命を掲げ、10年後の日本一を目指して取り組みます。

11 ページをお開きください。

(2) 安心で質の高い医療サービスの充実です。

基本方針としては、救急医療・災害医療体制の一層の充実や、地域医療を担う医師等の確保に加え、3つ目のポツにありますように、医療機関等の機能分化と連携を推進し、病床の確保や在宅医療の充実等、地域にふさわしいバランスのとれた医療提供体制の整備な

どに努めてまいりたいと考えています。

次のページをごらんください。

そのための主な取り組みとして、①医療従事者等の育成・確保や、②救急医療等医療体制の充実・強化に取り組むほか、③の1つ目のポツですが、今後策定予定の地域医療構想（ビジョン）に基づきまして、医療機能の分化・連携による切れ目のない医療提供体制の確立などに取り組みます。

目標指標としては、地域の基幹病院である、地域中核病院の医師充足率を設定しております。

13ページをお開きください。

（3）高齢者の活躍と地域包括ケアシステムの構築です。

高齢者が豊かな知識や経験を生かし地域活動に参画することができるよう、主な取り組み①の1つ目のポツですが、元気な高齢者による子育て支援や高齢者に対する見守り、声かけなどの地域活動への参加促進に取り組みます。

次のページをごらんください。

医療・介護を必要とする高齢者を社会全体で支え、住みなれた地域で安心して暮らせるよう、②の3つ目のポツ、介護福祉機器や介護ロボット等の導入による介護職の負担軽減や、5つ目のポツ、地域ケア会議の充実と自立支援型ケアマネジメントの推進などに取り組んでまいります。

目標指標は、65歳以上のボランティア活動参加者数及び要介護認定を受けていない高齢者割合の全国順位です。

続いて15ページをお開きください。

3の（1）障がい者が安心して暮らせる地域生活の推進です。

障がい者が地域で安心して生活していくためには、先入観や偏見、誤解などにより不利益をこうむることがないように、地域住民の理解の促進や相談・紛争解決のための体制を整備する必要があります。

そこで主な取り組みとして、次のページ①の1つ目のポツですが、差別解消に向けた県条例を今後制定し、障がいに対する理解の促進や、障がい者の権利擁護といった体制の整備に取り組みます。また、②の最後のポツ、障がい者（児）に対応可能な歯科診療体制の整備を進めるほか、自立や社会参加を後押しするため、④の2つ目のポツ、障がい者アートに対する県民理解の促進や、創作活動に関する環境づくりへの支援などに取り組みます。

目標指標はグループホーム利用者数です。

17ページをお開きください。

（2）障がい者の就労支援では、身体障がい者だけでなく、知的障がい者や精神障がい者の雇用を促進し、障がい者雇用率日本一を目指します。

18ページをごらんください。

そのために、主な取り組みとして、①の1つ目のポツですが、福祉・医療の分野を初めとした各業種における障がい者雇用の促進や、②の1つ目のポツにありますように、共同受注、共同販売体制の確立などに取り組み、障がい者の工賃向上につなげます。

目標指標は、障がい者雇用率の全国順位及び障がい者の福祉的就労に係る平均工賃月額
の全国順位とし、雇用率はもちろん1位を、工賃月額は全国トップレベルとして5位以内

を目指していきます。

少し飛びまして、資料の39ページをお開きください。

安心分野7地域社会の再構築、(1)つながりを実感する地域社会の実現です。

少子高齢化の進行等に伴い、社会的孤立状態にある人が増加していることを踏まえ、地域の福祉ニーズに対応する人材の確保・育成や県民同士の支え合い・公的サービスの整備が求められています。そのため、次のページの主な取り組みの①地域福祉を推進する体制づくりでは、市町村社会福祉協議会に、地域資源を把握し地域住民と連携した取り組みをしてもらいたいと考えています。また、地域の福祉基盤を強化し、③の1つ目のポツ、生活に困窮する人が自立できるよう関係機関や地域で包括的に支援する体制の整備などに取り組んでまいります。

県内どこの自治会に住んでいてもサロン等の交流の場に参加できるよう、目標指標は、住民がサロン等交流の場に参加できる自治会の割合としています。

少し飛びまして、資料の51ページをお開きください。

9安全・安心な風土づくりと危機管理体制の充実の(4)感染症・伝染病対策の確立です。

現状と課題にありますように、新型インフルエンザの発生が依然として危惧され、さらにエボラ出血熱やMERSなど新興感染症の脅威も増していることから、感染症に対する迅速かつ適切な対応を、さらに進めていくことが求められています。

次のページをごらんください。

そこで、主な取り組み①の3つ目のポツにありますように、海外で発生している新興感染症等への取り組みの強化や、その下のポツ、院内感染対策の徹底や感染症指定医療機関などの体制整備の推進などに取り組んでまいります。

目標指標としても、新型インフルエンザ等感染症発生時の広域対応訓練への参加機関数を設定し、感染症発生時の関係機関の連携強化を図ります。

福祉保健部の施策に係る説明は以上です。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さん、質疑がありましたらお願いします。

三浦委員 1ページ、次代を担う子どもを社会全体で支える環境の整備の目標指標。専門的な研修を修了した子育て支援者数、平成26年度基準値が85名で、平成31年度に1,850名と、かなりの数なんですけれども、まず、専門的な研修を修了した子育て支援者というのはどういった方を指すのが1点と、31年度に1,850名に至った数字の積み上げといいますか、経緯をまず伺いたいと思います。

2点目が9ページ、健康寿命日本一の実現。これは私も一般質問をさせていただいたんですけれども、この目標指標は、10年後に日本一を目指すということですが、この長計の中でですけど、県民の皆さんにまだまだわかりづらいと思うんですよ。もっと具体的に、例えば、県民の皆さんがこの健康寿命日本一に向けた県の取り組みとして、これを見てもわかりづらいと思うんですよ。何かもっと具体的なものがないと、掲げているのと取り組みがちょっとアンバランスかなと思うので、その辺は部長に伺いたいと思います。

飯田こども子育て支援課長 資料2ページの目標指標の中の専門的な研修を修了した子育て

て支援者数ということでございますが、この専門的な研修につきましては、放課後児童クラブに従事する児童支援員さんにつきましては、本年度から、研修を受けていただくという制度が始まります。ですので、放課後児童支援員さんと、それから、子育て支援員さんということで、先ほど補正予算のところでも少しご説明させていただきましたけれども、地域子ども・子育て支援拠点に従事される職員さん、それから、利用者の支援、いわゆる相談支援に従事される方、そして、昨年度から保育所と認定こども園の保育士さんでコーディネート、特別な支援が必要な子供さんとか、あと、家族の方に対する窓口になり得るようなコーディネート、いろいろサービスをつなげたりとか、そういった保育コーディネーターというのを保育所と幼稚園で今養成をしておりますので、そういった3つの職種を想定して、この指標について目標値として掲げております。

数的にちょっと多いのは、やはり放課後児童支援員さんですね。放課後児童クラブの支援員さんの養成というのは一気にできませんので、放課後児童支援員さんに年間300人ほどを平成30年ぐらいまでやって、あとはまた100人ぐらいの養成を今考えておりますので、そういった意味で、85名から1,850名とかを今考えてございます。

以上です。

草野福祉保健部長 健康寿命についてお答えいたします。

まず、確かに急に全国下位のほうからトップになるよと言ってもまずわからないということで、目標数値は、まだほかのものも幾つかサブ的に示そうかなということで議論しているところなんです。例えば、肥満者の割合が数が出ていますので、男性の割合を何%から何%に減らすとか、あと、例えば、食塩の摂取量なんかも出ていますので、それをどういうふうにするんだとか。あと幾つかですね。例えば、日常生活における平均歩数なんかも出ていますので、そこら辺をどのぐらいの目標に置くとか、今いろんな議論をしておりますので、そのうちの幾つかをある程度県民に見せるような形で、「今、皆さんはここですよ」と、そして、「今後こうですよ」というような取り組みをしていきたいなと思っています。

それと、具体的な取り組みを知事のほうからも少しご説明を申し上げましたけど、やはり今も各地域でいろんな活動をしていただいています。日出町でもいろんなことをやっていただいていますし、各市町村でいろんな取り組みをやっています。各企業もいろんなことをやっています。そういうのをまず全体として取りまとめていくというか、皆さんの活動というのは健康寿命日本一に向けた活動ですよと盛り上げていくのが必要だと思っています。いろんな団体、経済団体、マスコミとか、医療関係者、今まであんまり関係なかったような団体も、今、例えば、ごみゼロなんかでもいろんな団体が入ってやられていますけど、ああいう形で県民組織をまず立ち上げたいと考えています。

庁内も実は今しっかりした組織がないので、全部局を盛り込むような組織をまず立ち上げたいと思っていますし、実際には、知事も申し上げましたけど、例えば、見える化で、先ほど言いました目標数値を、「今、あなたの段階はここです」という個人的な段階でもお見せしますし、例えば、「あなたの市町村は健診率はこんなに低いですよ」とか、「あなたの企業は肥満者が多いですよ」とか、そういうのも見える化して行って、なおかつ頑張っているところは健康経営企業とかいう形で表彰していく。または市町村でも医療費削減をこんなにしたよということでは表彰するとか、そういうインセンティブもつ

けて広めていきたいということと、あと、もう1つ非常に重要だと思っているのは、自然にそういう環境になるように。今、世の中でやられているのは禁煙。喫煙できる場所がどんどん減っています。これも実は皆さん意識していないけど、たばこを吸えないわけです。たばこを吸うなというよりも、吸う場所が少なくなるほうがいい。レストランに行ったら、自然に注文したものが減塩ならば皆さんそんな意識しなくてもいいと。そういうことも含めて、いろんな各界各層に働きかけながら、県庁が単に旗振るだけじゃなくて、いろんな人に参加してもらうようなことを今考えておりまして、具体的にはこれからもう少し詰めていきたいと思いますので、またご支援をいただきたいと思います。

三浦委員 健康寿命は、今、まさに部長がおっしゃるとおりで、やっぱり県民総ぐるみと言いますか、皆さんが関心を持って取り組めるような。質問の中でも触れましたけど、やっぱり私たちみたいな若年層といいますか、あんまり関心がない世代にどうアプローチしていくかがその後の10年、15年にかかわってくると思うので、ぜひ取り組みに期待していますので、お願いしたいと思います。

次代を担う子どもを社会全体で支える環境の整備の指標なんですけど、今、課長からご説明いただきましたが、放課後児童クラブ年間300名と。子育て支援拠点といって、まさに拠点ですから、例えば、うちで言うと拠点が1カ所しかないとかなので、そういった方々の子育て支援者数をふやすというのは、今、話を聞くと1,850人というのはなかなか難しいんじゃないかな。せっかく目標を掲げられているので、ぜひその目標を達成できるようにしていただきたい。

再度、もう1点で、1,850人に積み上がった経緯が少し抜けていたと思いますので、もう1度伺いたいと思います。

飯田こども子育て支援課長 1,850人につきましては、平成27年度、今年度の見込みとして、放課後児童支援員を300人。これは計画的に研修をやるということで300人。それから、拠点のスタッフを含めた子育て支援員として50人、保育コーディネーター165人。合わせますと515人になるわけですが、次の28年度について、ほぼ同じ研修を受けた方を確保していく。ですから、ここで言っているのは、累積といいますか、そういう形で平成31年度に1,850人の方が専門的な研修を修了したという状態に持っていきたいという考え方になっております。

三浦委員 放課後児童クラブとしても、やっぱり働き方によって参加している児童と参加していない児童というのがありますので、こういった専門的な研修をしている方が多くいるにこしたことはないので、私も今お話を聞いて、今後はもうちょっと注視していきたいなと思いますので、取り組みをよろしくお願いします。

玉田委員 1つは、11ページの安心で質の高い医療サービスの充実の中で、今回、初めてですかね。これからの基本方向の中の4つ目のところで、夜間・休日に対応可能な県立精神科の設置に向けた検討を行うということで、大分県は公的病院の精神科というのはないということだったですね。（「ないです」と言う者あり）その検討を始めるということで、それについてもう少し詳しくお話を聞ければということをお願いします。

それと、18ページのところで、さっき部長も少し言われていましたけれども、障がい者の就労支援の件で、これだけじゃないんですけれども、ほかにも、こういう社会がなったらいいなということをやっているいろんな計画がずっとあります。でも、現実にはいろ

んな壁があって、はね返されてきているというのが随分あって、就労支援というのは、もしかしたらその中の1つかもしれないんです。書きぶりとしてはこういうふうを書いていくんだけど、現実になると、担当者が大変だったり、そこにいる人たちが大変だったりする状況が生まれているということで、書きぶりとしてはこういうところが限界だというのは重々わかっているんですが、これをするために、今までのやり方と何か視点を変えてやらなくちゃならないとか、仕組みを変えるとか、そういう部分で何か必要なんじゃないかなという思いもしているんです。

そういう意味でも目標指標の中で、障がい者雇用率の全国順位を2位から1位に引き上げるということで、これは多分、山口県が1位になって、例のユニクロですよ。あれで2位になっているということもあると思うんだけど、もっと仕組みづくりでの目標指標というのが何かあると、ブレイクスルーできるような、何かきっかけができるんじゃないかなというような気がするんです。かといって、私にそういうアイデアがぼっとあるわけでもないんですけれども、その辺ももし今ありましたら。これからですよということであれば、またその議論でも結構なんですけれども、以上2点お願いします。

高橋障害福祉課長 県立精神科のお話でございますが、ご案内のとおりと言いますか、大分県では県立の――精神保健福祉法にいうところの県が設置すべき病院としての精神科を持っておりませんで、その結果、措置入院の担当を20の民間の指定病院が輪番制で対応していただいているというのが実態としてございます。家族会の皆様方、あるいはそれにかかわる関係者、2次救急病院の対応をしていただいている方々を含めまして、早期に県の精神科をつくってほしいというような話が来ております。

今の状況でございますけれども、そういった話を受けまして、大分大学の医学部、民間の精神科病院協会の皆様、それと、県の病院局も含めまして、4者で協議会を持って、具体的な課題にどう対応していくかという話を進めているところでございます。1番の課題といたしまして、担当する医師の確保というのが1番ネックでございます。将来、そういった精神科の専門のドクターを確保するのがなかなか先行きが見えにくい状況がありますので、その辺を相談しながら議論を進めているところでございます。

もう1点、障がい者の就労の関係でございます。

なかなか妙案というのがないところではあるんですけれども、今、私どもで取り組んでいるのは、福祉・医療の現場での障がい者の就労率がかなり高くなっております。法定雇用率がもちろん適用になるレベルの話で、医療法人や社会福祉法人に就労している障がい者の方が多いと、実績があるというところに着目しまして、そういう社会福祉法人、医療法人で法定雇用率を達成していないところを今重点的にお願いして回っているところでございます。やはりほかの社会福祉法人でも雇用の実績があり、こういった分野であれば障がい者に就労していただきやすいといった実績もありますので、そういったところもご紹介しながら、法定雇用率に達していないところは達するまで、達しているところもさらにまたふやしていただけないかという個別のご相談を雇用のアドバイザーが中心に回っていただいております。それに我々障害福祉課の職員も一緒に回ってお願いをしているという状況ですので、当面、そういう雇用につながりやすいところを攻めているといった状況でございます。

玉田委員 精神科の病院について、ここに書かれているように休日・夜間、いろいろ大変

でしょうけれども、ぜひ前に進めてほしいというふうに思っています。また、僕らもしっかりと議論しながら、後押しできるところはやっていきたいと思うので。

あと、障がい者の就労支援については、率を上げるという目標があると、どうしても数値のところになるけれども、一方では、大きく社会の仕組みを変えていくような大きな運動という方向もあるので、そういうところも含めて、これはみんなで一緒に変えていかなくちやしようがない問題だと思うんですけれども、目標数値が上がるように頑張りたいと思っています。

今、この時期になると、支援学校の先生方が夏休みの間に企業を回って、1週間でも体験させてくれないかということで随分ご苦労されているところもありますので、そういうところも含めて、いろんな関係機関と連絡をとって進めてほしいというふうに思います。お願いします。

古手川委員長 それでは、ほかにご質疑等もないので、次の報告に移ります。

②の報告をお願いします。

高橋障害福祉課長 福祉保健生活環境委員会資料の5ページをごらんください。

障がい者への差別の解消に向けた条例制定の進捗状況について、説明申し上げます。

まず、1の国内の動きについてです。平成26年1月に、国において障害者権利条約が批准されましたが、これに向け国内法が整備され、28年4月には障害者差別解消法が施行されます。同法では、障がいを理由とした①不当な差別的取扱いと、②合理的配慮の不提供が禁止されますけれども、本年夏ごろに国から対応要領、対応指針として、この基本的な考え方や具体例が示される予定になっております。

次に、2のこれまでの経緯と今後の予定についてです。25年12月の第4回定例会でだれもが安心して暮らせる大分県条例の制定に関する請願が提出され、26年3月の第1回定例会で採択されました。採択に際して委員長から、条例案は執行部において作成すること、関係団体等との十分な協議と広く公平な意見聴取を行うよう報告があったことから、障がい者団体等に対するアンケートの実施や県政モニターからの意見聴取を実施するとともに、12月以降、経済団体の代表者等を含む条例検討協議会を計3回開催するなど幅広い意見をお伺いをしてきたところです。

次に、資料6ページをごらんください。

左側が条例検討協議会のメンバー、右側は各関係者等からの意見でございます。右側の条例検討協議会での意見ですが、障がい者関係の委員から、①当事者や家族、障がいのある子供の母親がすごくつらい思いをしている生の声を記載してほしい、②これまで女性である前に障がい者として扱われていた。性、恋愛、結婚、出産、子育てについて記載してほしい。また、経済界からは、①差別の詳細は法律に委ね、条例では理念を唱えればよい、などの意見をいただきました。そのほか、アンケート調査においては、①親亡き後に当事者が自立できる環境が大事、②差別解消法では民間の合理的配慮は努力義務になっているので、県が条例で啓発をすべきなどの意見をいただいたほか、県政モニターからは、①約9割の方が「障がいを理由とする差別がある」と回答されたほか、条例制定についても約9割の方が賛同するとのことでした。

次に、資料7ページをごらんください。

5の条例素案の概要についてです。これは、これまでの協議会等の意見を聞きながら検

討してきたもので、冒頭の前文には、障がい者差別の現状や、県民の障がい者差別解消に向けた決意を、第1章総則には、本条例の目的、定義、基本理念を、第2章障がいを理由とした差別の禁止には、不当な差別的取り扱いと合理的配慮の不提供の禁止を、また、第3章差別解消を図るための施策（相談体制）では、本条例の実効性を担保するための相談体制などについて記載することとしています。資料右側は、全国の条例制定状況で九州では既に、熊本県、長崎県、沖縄県、鹿児島県の4県が制定済みでございます。

恐れ入りますが、資料5ページにお戻りください。

最後に、右下の今後の予定でございますが、引き続き条例検討協議会の開催を行います。また、パブリックコメントを実施いたしまして、本年第4回定例会の上程に向け準備を進めてまいります。

説明は以上でございます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします。

河野副委員長 今の説明の障害者差別解消法に言うところの不当な差別の取り扱い、あるいは合理的配慮の不提供の禁止が法律で定められていると。それに対して、今回条例の中に出てくる第2章の差別の禁止の部分というのは、不利益取り扱いを禁止するようになっている。この辺の法と条例とのすみ分けといいますか、カバーしようとする部分がどういうふうになっているのか。

それと、請願の内容についていうと、簡易、迅速な、行政による救済機関の問題というのがあったかと思うんですが、この辺がやはりネックになって、鳥取県の例とか1番最初にありましたけれども、そういった部分とかを目指す方々の声ということは、ここではどういう扱いになったのかというのをちょっと教えていただきたいんですが。

高橋障害福祉課長 まず1点目、法律と条例のすみ分けのお話でございます。

不当な差別的取り扱いにつきましては、条例の中にも記載をして、明確に禁止事項ということで掲載をしていく予定にしております。

それと、合理的配慮の不提供の部分についてでございますが、こちらにつきましては、先ほどご説明いたしましたように、各省庁から対応の要領であり指針でありということで、今後示されることになっておりますので、基本的にはそれが具体的なケースとして示されることとなりますので、その取り扱いに準じた形で考えております。

それと、もう1点の救済機関の話でございます。

法律上は特にそういった機関の設置は義務づけられておりませんので、条例の中で、そういった申し立てに対する相談機関、あるいは紛争の解決に向けての支援をする組織というものを予定しております。

以上でございます。

河野副委員長 これまで制定を求められる方との議論の中で、法務省の人権擁護委員であるとか、あるいは裁判手続であるとか、そういった部分について、実効性の問題であるとか、簡易とか迅速性の問題であるとか、こういったことから行政機関による簡易、迅速な形での救済機関の設置の必要性があるという指摘があつて、それが実はいろんな差別の解消に向けた条例制定の上では非常にネックになっていた部分があるんですが、その辺は、この制定要求者との意見調整というのは今どういう状況なんでしょうか。

高橋障害福祉課長 済みません、ちょっと今の委員の質問を私が理解しにくかったんですけども、要するに簡易、迅速処理のための機関が必要だというご意見はもちろん伺っていますので、それに応じて今その準備はしております。

河野副委員長 済みません、ちょっと舌足らずだったかもしれませんが。要は条例制定を求めてきた人たちの根幹の部分というのは、単にかけ声だけで禁止されても実効性はないんじゃないのという意味で、そういった迅速な救済機関があって初めて意味があるという言い方が強いものですから、そういう部分について、制定要求者の方たちとこの条例案を検討する間の意見の調整とか、そういう手順というのは今どうなっているのでしょうかという質問なんです。

高橋障害福祉課長 厳密な意味で簡易性、あるいは迅速性について詰めた議論をしているわけではございませんけれども、基本的な方向性としては、そういった趣旨で組織を設置するようにはしております。ただ、法も予定しているように、あくまでも紛争解決が目的ではないというのが前提になっておりますので、そういった意味では、何かあったときにすぐ白黒つけるというような体制づくりは想定しておりません。

古手川委員長 それでは、ほかにご質疑等もないので、次の報告に移ります。

③の報告をお願いします。

飯田福祉保健企画課長 資料の9ページをお開き願います。

公の施設に係る指定管理者の選定について、ご報告いたします。

1の指定管理者制度についてですが、本制度は、公の施設の運営に当たり、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応し、住民サービスの向上や経費の節減を図ることを目的に、民間事業者を含めた団体の中から最も適した団体に管理運営を委ねる制度で、平成18年度に導入されたものであります。

2の指定管理者の選定を要する施設の概要と選定方法について、このたび、福祉保健部が所管する4施設で指定管理期間が今年度末をもって終了するため、指定管理者の選定を行うものです。

資料の表に4施設の概要と指定期間、選定方法を掲載しております。

指定期間は、平成28年4月1日からの5年間で、選定方法は公募を原則としておりますが、3の任意指定施設の指定管理候補者等にありますとおり、②の母子・父子福祉センターを一般財団法人大分県母子寡婦福祉連合会に、③の聴覚障害者センターを社会福祉法人大分県聴覚障害者協会に、前回と同様、任意指定したいと考えています。

この任意指定につきましては、条例に規定がございまして、それを受けた指定管理者制度運用ガイドラインで、「利用者が施設の設置目的と密接にかかわる個人・団体に特定されており、その利用者で構成される団体が適切に管理運営を行う能力を有している場合」は任意指定ができるという例示がされております。

母子・父子福祉センターで見ますと、利用者は母子・父子家庭及び寡婦等ということではほぼ特定されており、これら利用者で構成される団体である大分県母子寡婦福祉連合会が継続して管理運営してきた実績があることから、同団体を任意指定したいということでございます。

同様の理由で、聴覚障害者センターも利用者が聴覚障がい者及びその家族等にほぼ特定されておりますので、利用者で構成される大分県聴覚障害者協会を任意指定したいと考え

ております。

4の目標指標ですが、これは施設の設置目的が達成されているかどうかをはかるための目標指標を設定し、募集要項に明示するものです。

今回新たに、社会福祉介護研修センターにつきましては利用者数、聴覚障害者センターと身体障害者福祉センターにつきましては、施設利用者満足度を目標設定に加えまして、量と質の両面からサービスの向上に向け、施設運営の進行管理を行うこととしております。

また、目標指標のうち、利用者数、相談件数については、原則として、各施設の平成23年度からの過去4年間の実績の平均値をもとに、28年度以降5年間の目標値を設定しておりますが、社会福祉介護研修センターの利用者数については、今後の高齢化社会の進展等によるニーズの増加を見据え、現指定期間で利用者が最も多かった平成26年度の実績値を参考に目標値4万9千人としております。

次に、10ページをごらんください。

最後に、今後のスケジュールについてですが、上段の公募の2施設は、8月上旬に選定委員会を開催し、選定方針や審査基準を策定の上、約2カ月を期間として、公募を開始し、10月の選定委員会での審査結果を踏まえて、11月までには候補者を決定したいと考えております。選定委員会については、選考過程の公平性を確保するために、これはガイドラインで示されているんですが、5名以上の委員で構成し、委員全体の半数以上は学識経験者とする予定でございます。

また、中段の任意指定の2つの施設については、今後、パブリックコメントの実施や有識者への意見聴取を行い、その後、11月までに候補者を決定したいと考えております。

下段のとおり、指定管理が複数年にわたる契約になりますことから、第3回定例会では、債務負担行為予算議案を、第4回定例会におきましては、指定管理者指定議案をそれぞれ提案したいと考えておりますので、本委員会でのご審議をよろしくお願いしたいと思ます。

説明は以上でございます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 特にご質疑等もないので、次の報告に移ります。

④の報告をお願いします。

高窪医療政策課長 資料の11ページをお開きください。

地域医療構想の策定について、ご説明申し上げます。

まず、1番上の枠内ですが、昨年6月に成立、公布されました医療介護総合確保推進法に伴い医療法が改正され、都道府県は、今年度から地域医療構想を策定することとされたところです。

地域医療構想とは、2025年に向けて高齢化の進展により増大する医療・介護サービスの需要を見据え、都道府県が目指すべき医療提供体制――病床機能ごとの2025年の医療需要と病床の必要量について定めるものとされています。具体的には、団塊の世代が全て後期高齢者、75歳以上となる2025年に目指すべき医療提供体制のあり方、ビジョンをつくらうというものです。

また、地域医療構想は、医療計画の一部として位置づけられ、原則として、二次医療圏単位で策定するとされています。

その下に、ア、イ、ウとして、厚生労働省、医療機関、都道府県のそれぞれの役割、取り組みについてまとめています。

まず、アの厚生労働省ですが、構想策定に当たってのガイドラインについては、既に本年3月31日付で公表、発出されています。

また、将来推計を支援するためのツールや、推計に用いますデータについては、今月半ばに都道府県に提供されているところがございます。

イの医療機関ですが、各医療機関は都道府県に対して、その有する病床の担っている機能、病床機能の報告を行うこととなっています。

病床機能は、具体的には、高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4つに分類され、各医療機関は、その現状と将来の方向性について、毎年度、報告を行うことになっています。

ウの都道府県の役割ですが、県は、国が策定したガイドラインや、医療機関からの病床機能報告の結果などを踏まえ、将来の目指すべき医療提供体制等を描く地域医療構想を策定するということになります。

続きまして、資料の12ページ、地域医療構想の策定体制についてでございます。

上の枠の中に記載していますが、まず、地域医療構想は医療法上、医療計画の一部となることから、医療計画策定協議会において、全体的な構想案の策定や圏域間の調整などを行います。

また、構想そのものは、各圏域ごとに策定を行いますので、6つの二次医療圏にそれぞれ設置します地域医療構想調整会議において意見聴取、協議を行いながら、策定していくことになります。

なお、構想策定後は、実際に2025年に向けて、この調整会議等を中心にして、医療機関間の協議や調整などを行い、構想の実現を図っていくことになります。

資料下のほうの、策定プロセスでございますが、県では、7月半ばに国から示された将来の医療需要等の推計支援ツールやデータなどを用いて、圏域ごとの必要病床数等の試算を行い、今後開催します医療計画策定協議会や、各圏域の調整会議に提示した上で、具体的な協議等に入らせていただく予定としております。

今後、1回目の医療計画策定協議会を8月7日に開催いたしまして、8月下旬から9月上旬にかけて、各圏域の調整会議を順次開催していく予定としています。

以降、必要に応じまして、調整会議等での議論を重ね、遅くとも、28年度中には、構想を策定したいと考えています。

最後に13ページをお願いいたします。参考までに、2025年の医療機能別必要病床数の推計結果の資料をつけております。

これは、6月半ばに、マスコミ等でも、大分県の病床22%削減といった形で報道されたもので、内閣官房の専門調査会により、参考値として6月15日に公表されたものでございます。

これは、厚生労働省の地域医療構想ガイドラインにおいて示された計算方式により、2025年の必要病床数について都道府県別に試算されたものであり、この資料はそのうちの県分をまとめたものです。左側に現状、2013年の状況を、そして矢印の先、右

側に、2025年の推計結果を示しております。

この推計によりますと、現状1万8,900床の病床に対して、2025年の必要病床数は1万4,400から14,600床が見込まれるということで、最も緩やかな試算でその差の4,300床ほどが将来的には過剰になることが見込まれております。

内訳を見ますと、急性期病床について現状1万100床あるのが、将来必要な病床数はその半分ほどの4,900床程度と見込まれ、その一方で、回復期病床は現在の2,100床に対し、将来は5,400床程度が必要とされており、将来的には急性期から回復期への転換等が求められるという形になっております。

今後、県では、国から示された推計支援ツールにより、県全体、それから圏域ごとの将来の必要病床数を試算し、こうしたデータをもとに、圏域別の調整会議等でご議論いただくこととなります。

なお、実際の患者の受療動向につきましては、例えば、圏域や県境を越えての受診もありますので、場合によっては、隣接する都道府県間の調整も必要になることも考えられます。

いずれにしましても、現状では、これから構想の策定に着手するという段階でございます。今後、その進捗の状況等につきましては、適宜報告させていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

古手川委員長 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑がございましたらお願いいたします。

河野副委員長 これは今、最後の説明にありました病床数の推計という形なんですけれども、要は急性期の病床が半減するような需要見込みだというお話だったんです。急性期の病床というものが回復期のほうに大きく振り分けられるということになりますけれども、リハビリその他の方向に大きく振り分けられるのかなと思うわけでありましたが、これは勘ぐってみると、医療費の抑制とか、そういった部分とも絡んでくるお話なんですけれども、大分県自体は今後、さらに高齢化が進むという見通しの中で、この推計について県としての評価、あるいは医師会としての評価とか、そういった声を聞かれているようであれば教えていただきたいんですが。

高窪医療政策課長 今後、高齢化が進み、人口減少していくという中で、実際の地域の中でまさに、現状では、急性期が過剰にあるという状況から考えるとありますので、特にこれについて正式な評価という形ではないんですけれども、こういう形になるだろうなというのとは共通認識でございます。

河野副委員長 前々から話がよく出ているんですね。療養型病床の転換という話がなかなか前に進まないという現実の中で、具体的な病床数のあり方というのがなかなか定まらないという感覚を持っているんですが、こういった推計を国が出しているということは、こういう方向が望ましい、あるいはこういった方向で収れんさせていきたいという意思表示という捉え方でいいんですか。発出文書を見ると、何か非常に曖昧な書き方をされているんですけれども、医療政策として見たときに、今後、そういった医療費の抑制策等も絡めて、基本的にそういった病床の構成について、こういったことを国としては目指すみたいな雰囲気での捉え方でいいんですかね。発出文書を見ても、稼働している病床を削減させるような権限は存在しないみたいなことを書いておきながら、何なんだろうなと思うんで

すけど、その辺はどうなんですか。どう捉えたらいいんでしょうか。

高窪医療政策課長 これは実は6月15日に先ほど申しあげました内閣府がこういう数字を公表しまして、その後、新聞上に大分県は22%削減とかいうのが出たので、ちょっとそこまで性急な話ではないということで厚労省から発出文書が出て、2025年の話であるし、お互いの調整の中で持っていく形なので、削減をすとかいう話じゃないんですよということで、ちょっと和らげるような形で発出されたものなんです。国の基本的な考え方としては、やはり2025年、もちろん医療費とかいう部分もございますけれども、今のそのときに合った医療提供体制、地域で回復期を必要とする方に必要な医療を提供できる体制をつくっていく。そのためには、こういう形であるということで国から示されておりまして、これが1つの方向性であることは間違いないと思っております。

古手川委員長 ほかにご質疑等もないようでございますので、これで諸般の報告を終わります。

この際、その他で委員の皆さん、何かございましたら。

平岩委員 午前中の生活環境部でお聞きしたら、管轄は福祉保健部と言われたものですから、今すぐ答えていただかなくてもいいんですけど、DV被害者の自立生活援助モデル事業というのが、ことしの春、来ていると思うんです。主体は各市町村、中核市なんですけれども、支援していくのがDV被害を受けた本人と家族も対象になっていて、年間10組ぐらいの支援をしていくというような文書を私もインターネットで見たんです。これがどういう予算で、県はどのような支援をやってくれるようになるのかなというところがとても気になっていたものですから、またいつか、今じゃなくても結構ですので、ちょっと教えていただけますか。

飯田こども子育て支援課長 DV被害者のモデル事業は昨年度創設をされた事業ということで、先ほど委員からお話ございましたとおり、実施主体が都道府県、中核市、政令市ということになりますので、それとあと、婦人相談所の中の一時保護所を退所してDVシェルターに移って、そこで自立支援とか定着支援をどう支えていくかというモデル事業と聞いておりますけれども、今現在、県であれば町村部を所管する形になるんですけども、今、県の予算ではこれは措置をしておりますし、あと、ほかの市がどのような取り組みをしているかというのはちょっと把握しておりませんので、そこはまた調べ、またご相談させていただきたいと思えます。

平岩委員 じゃ、これは国がこれだけ予算をつけますからそれぞれやってくださいじゃなくて、こういうのをやってください、でもお金はそれぞれの自治体で出しなさいという制度なんですか。

飯田こども子育て支援課長 国が27年度の予算では、このモデル事業は児童虐待とDV対策の総合支援事業の全体47億円ほどの予算の中の一部ですね。その内訳と伺いますか、全体が47億円の中でこのモデル事業が位置づけられているようですけれども、全国的にどう取り組んでいるかといったところも含めて、今、手元にございませんで、そこは勉強させていただきたいと思えます。

平岩委員 じゃ、また詳しく教えてください。

古手川委員長 それでは、後ほど個別に対応していただければと思えます。よろしく願いいたします。

それでは、ほかはよろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ほかにないようですので、これをもちまして福祉保健部関係の審査を終わります。

執行部の皆さん、お疲れさまでした。

〔福祉保健部、委員外議員退室〕

古手川委員長 それでは、閉会中の所管事務調査の件について、お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、各事項について、閉会中、継続調査をいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ご異議がありませんので、所定の手続をとることにいたします。

次に、新長期総合計画に係る常任委員会の開催についてです。

本日、執行部から新長計の内容について説明いただきましたが、正式な議案として提出される前に、もう1度調査を行いたいと思います。

調査日程は、既にお知らせしておりますとおり、9月4日の金曜日、午後1時30分から行いたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、今後の常任委員会活動についてですが、議会改革・活性化に向けて、先日、正副議長、議運の委員長及び各常任委員長が集まり、検討が行われました。

その中で、常任委員会の活性化について、特定のテーマを設定して、参考人制度を積極的に活用することや、関係機関への要望活動、あるいは、地域に出かけて広く意見を聞くことなど、積極的な活動が重要であるとの合意がなされました。

については、本委員会として、今後の活動をどのように進めていくか、委員の皆様のご意見をいただきたいと思いますと思いますが、特別ご意見がございませうでしょうか。

急なお話ですので、すぐにとというのは難しいかもしれませんが、また考えていただきまして、4日にご意見を承りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

古手川委員長 それでは、4日にその件については検討させていただきます。

最後に、県外所管事務調査について、お手元に配付しております日程表のとおり、8月31日の月曜日から3日間の日程で行いたいと思います。

概要を事務局から説明してください。

〔事務局説明〕

古手川委員長 ただいまの説明の中で、ご質疑等はございませうか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 それではこの案で決定いたします。小さな変更については私のほうで判断させていただきますので、ご一任願います。

最後に、ほかには何かありましたら。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 別にないようですので、これで委員会を終わります。

お疲れさまでした。ありがとうございました。